

25
✓
973

東 西
大學
法律 政治 經濟
科 試 驗 問 題

凡例

一、本書ハ東京帝國大學京都大學ニ於ケル明治三十八年以降ハ試験問題ヲ蒐集シ各受験者及學生諸君ノ便覽ニ供ス

二、本書ハ法律學、政治學、經濟學ノ三科トシ法律學科

一、憲法 二、行政法 三、民法 四、民事訴訟法 五、刑法

六、刑事訴訟法 七、商法 八、破産法 九、國際公法 一〇、國際私法

一、法理學 一二、法制史 一三、羅馬法

一四、比較法制史 一五、英吉利法 一六、佛蘭西法

一七、獨逸法ニ分テ一科目毎ニ年別トシテ一所ニ蒐攬シ

政治及經濟科ハ各年度ノ下ニ全科目ヲ總括シ以テ一

凡例



目瞭然タラシメンコトヲ期セリ

三、一問題ニシテ數科ニ涉ルモノハ各問題下括弧内ニ
法(法律科)政(政治科)經(經濟科)ノ符號ヲ附シ又數字ニテ
何回トアルハ學年試験ノ回數ニシテ卒ハ卒業試験ヲ
指示シタルモノナリ

四、本書中京大ト記シタルハ京都大學ニシテ其他ハ悉
ク東京帝國大學トス

五、各問題ノ冒頭ニ出題者ノ附シタル一、二、三、等ノ番號
ヲ削除シ更ニ其年度ヲ通シテ番號ヲ冠シタリ然レト
モ這ハ單ニ體裁上之ヲ附記シタルニ止マリ何等ノ意
味アルニ非ラス

東 西
大 學
法律科
政治科
經濟科
試驗問題目次

憲 法

行 政 法

民 法

民 事 訴 訟 法

刑 法

刑 事 訴 訟 法

商 法

破 產 法

國 際 公 法

目 次

國際私法

法理學

法制史

羅馬法

比較法制史

英吉利法

佛蘭西法

獨逸法

政治學

經濟學

目次終

東大 西大 大學

法律科 政治科 經濟科

試驗問題

●憲法

○三十八年度

(法律科政治科)

- 一 國家ノ觀念ヲ簡明ニ述ヘ之ヲ法人ナリト云フ說ノ當否ヲ批評セヨ (一回應積八
東教授、法、政)
- 二 立憲政體ノ特色ヲ辯明スヘシ(同上)
- 三 議會ノ立法協賛ノ性質及範圍ヲ説明スヘシ(同上)
- 四 憲法上ノ大權事項ハ法律ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得ルカ(同上)
- 五 命令ヲ分類シ各々其法律ニ對スル效力關係ヲ辯明スヘシ(同上)
- 六 大權内閣制及議院内閣制ヲ説明スヘシ(同上)
- 七 帝國議會ハ意思ヲ有スルカ其議定トハ何ソ(同上)
- 八 豫算ノ效力ヲ説明スヘシ(同上)
- 九 司法裁判ノ觀念ヲ辯明シ司法權ノ範圍ヲ述フヘシ(同上)

三十八年度 三十九年度 憲法

○三十九年度 (法律科政治科)

- 一 公法ノ性質ヲ辯明スヘシ(一回穂積八束教授、法、政)
- 二 臣民ノ服従ト權能トヲ説明スヘシ(同上)
- 三 我憲法ニ於ケル政府ト議會トノ權能ヲ述ヘ英米ノ制度トノ異同ヲ示スヘシ(同上)
- 四 公法上ノ權利ノ觀念ヲ辯明スヘシ(同上)
- 五 皇位ト攝政トノ國法上ノ關係ヲ説明スヘシ(同上)
- 六 國會兩院制度ノ利害ニ付所見ヲ述フヘシ(同上)

○四十年 度 (法律科政治科)

- 一 立憲政體ノ專制政體ト分カルルノ要點ヲ説明スヘシ(穂積八束教授、法、政)
- 二 國務大臣ノ憲法上ノ地位ヲ説明スヘシ(同上)
- 三 法律ヲ以テ大權勅令ヲ變更スルコトヲ得ルカ(同上)

○四十一年度 (法律科政治科)

- 一 皇位ノ國法上ノ地位ヲ辯明スヘシ(一回穂積八束教授、法、政)
- 二 立憲政體ニ於ケル分權主義ノ精神ヲ詳説スヘシ(同上)

- 三 法律ト命令トノ效力ノ輕重ヲ辯明スヘシ
- 四 公法ト私法トノ分界ヲ説明スヘシ(追、同上)
- 五 貴族院ノ組織ヲ説明スヘシ(同上)

○四十二年度 (法律科政治科)

- 一 所謂選舉權被選舉權ノ法理上ノ性質ヲ辯明スヘシ(一回穂積八束教授、法、政、經)
- 二 立憲政體ノ本領ヲ述ヘ且權力分立ノ主義ヲ説クヘシ(同上)
- 三 憲法上ノ大權ノ觀念ヲ辯明シ其ノ行政ノ觀念ト異ル處ヲ示スヘシ(同上)
- 四 權利ト權カトノ觀念ノ異同ヲ述フヘシ(同上)
- 五 立法上ノ觀念ヲ説明スヘシ(同上)
- 六 豫算ハ分割スルコトヲ得ルヤ(同上)
- 七 追加豫算ノ性質如何(同上)
- 八 法律ヲ以テ憲法上天皇ノ大權事項ヲ規定スルコトヲ得ルヤ(京大、市村教授)
- 九 帝國議會ノ協賛ト承諾トノ區別ヲ説明スヘシ
- 一〇 憲法第八條ノ緊急勅令ヲ以テ豫算ヲ變更スルコトヲ得ルヤ(同上)
- 一一 我國務大臣ハ副署ヲ拒ムコトヲ得ルヤ(同上)
- 一二 革命統治者ハ前統治者カ外國統治者ト締結シタル條約ニ當然拘束セラレヘキモ

ノナリヤ(同上)

- 一三 協賛ト承諾トノ區別ヲ説明スヘシ(同上)
- 一四 内務大臣タル資格ヲ有スル者ヲ以テ國務大臣ト爲シタル場合ニ於テ其國務大臣ハ陸軍大臣所管ノ政務ニ關スル質問ニ對シ議院ニ於テ答辯スルコトヲ得ルヤ(同上)

○四十三年度 (法律科政治科)

- 一 國家ハ法人ナリト云フ說ヲ批評シ天皇ノ國法上ノ地位ニ及フヘシ(一回上杉助教授法、政)
- 二 官制々定ノ大權ト帝國議會ノ法律及豫算ノ議定權トノ關係ヲ述フヘシ(同上穂積八束教授)
- 三 法律制定ノ手續ヲ述ヘヨ(同上)
- 四 國家法人說ヲ批判セヨ(京大、市村教授)
- 五 佛國憲法カ他ノ歐洲大陸ノ憲法ニ及シタル影響(京大、市村教授)
- 六 臣民ノ法律上ノ性質(同上)
- 七 日韓合邦ノ後我憲法ヲ彼地ニ施行セザランカ爲メニハ豫メ如何ナル形式ヲ採リ置クヘキカ(同上)

- 八 議員ノ資格ニ伴フ權利義務ヲ舉ケヨ(同上)
- 九 攝政ト太傅トノ區別ヲ述ヘヨ(同上)
- 一〇 國務大臣ハ違憲ノ勅令ニ副署スルコトヲ拒ミ得ルヤ理由ヲ附シテ説明スヘシ(同上)

●行政法

○三十八年度 (法律科政治科)

- 一 行政命令及行政處分ノ觀念並其種別ヲ論スヘシ(一木教授、法、政)
 - 二 (A)地方團體ノ區域ト管廳ノ管轄區域トノ異同及差異如何(同上)
(B)官吏ノ責任ヲ論スヘシ
- 第二問ハ(A)(B)ノ一ヲ選擇
- 三 法理上機關及組織ト稱スルモノ、意義ヲ概說シ次キテ國家ノ行政組織ト自治團體ノ行政組織トノ制度ノ精神ノ差別及ヒ關係ヲ論ス(荻教授、法、政)
 - 四 警察ノ意義如何(同上)
 - 五 權限ノ性質及效果ヲ論スヘシ(一木教授、法、政)
 - 六 市町村條例市町村規則並ニ町村組合及公共組合ノ規則ニ就キ其性質及效力ノ異同ヲ論スヘシ(同上)
 - 七 左ノ諸意義ノ同異及關係ノ要點ヲ論スヘシ(追三回覽教授、法、政)
(一)官廳ト機關 (二)官廳ト組織 (三)機關ト組織 (四)官吏ト公吏 (五)機關ト官吏及公吏 (六)組織ト官吏及公吏 (七)機關ト自治團體 (八)自治團體ト

公法人 (九)自治團體ト公吏 (十)公法人ト營造物 (十一)營造物ト公物 (十二)營造物ト官廳 (十三)營造物ト官廳及機關(十四)營造物ト官吏 (十五)公民ト公吏 (十六)公民ト組織

八 訴願ノ性質ヲ論シ左ノ諸點ヲ説明スヘシ(卒、一木教授)

- (イ)法令カ訴願ヲ認ムル效果
- (ロ)訴願ト行政訴訟トノ區別
- (ハ)訴願人ノ申立カ判決ニ及ホス影響
- (ニ)裁決ノ種類
- (ホ)裁決ノ效果

九 公吏トハ何ソ(同上)

一〇 市町村有給吏員ト名譽議員トノ區別ヨリ生スル法律關係ノ差異ヲ問フ(同上)

○三十九年度 (法律科政治科)

左ノ諸點ニ觸レテ自治組織ノ性質ヲ略論スヘシ(二回、筧教授、法、政)

- 一 自治組織ノ意義
- 二 自治組織ト國家ノ機關及組織トノ同異及關係
- 三 自治組織ト國家及個人トノ同異及關係

四 自治組織ト公法人及私法人トノ同異及關係

五 自治組織ト自治行政團體トノ同異及關係

六 自治組織存在ノ自然ノ根據ヲ摘示スルコト

左ノ諸點ニ觸レテ機關人格ノ性質ヲ略論スヘシ(同上)

- 一 機關人格ノ意義
- 二 機關人格ト組織人格トノ同異及關係
- 三 權限及機關責任ノ性質
- 四 機關人格者ト獨立人格者トノ間或ハ機關相互ノ間ニ代理又ハ委任ノ關係カ成立シ得ルカ成立シ得トスレハ其性質如何
- 五 機關人格ノ成立存在スル權限如何

○四十年年度 (法律科政治科)

一 官吏トハ何ソ(二回、一木講師、法、政)

二 行政罰ヲ論スヘシ(同上)

三 官吏ノ人民ニ對スル損害賠償ノ法理ヲ論ス(三回筧教授、法、政)

四 甲表現組織ト其ノ構成者トノ異同並ニ關係ヲ論ス(同上)

乙通行稅徵收ニ關シテ電車營業者並ニ電車車掌ノ法理上ノ性質ヲ論ス

○四十一年度 (法律科政治科)

- 一 獨立行政機關ト自治組織トノ同異ヲ説キ其關係ヲ論ス(二回、算教授、法、政)
- 二 官吏關係ノ性質ヲ論シ此點ニ付官吏服務規律第二條第六條ノ義務ヲ辯明スヘシ(同上)
- 三 通信及運輸事業ト國家トノ關係ヲ論スヘシ(三回、一木講師、法、政)
- 四 鐵道ト軌道トノ區別ヲ説明スヘシ
- 五 納稅義務ノ發生及消滅ヲ論スヘシ(同上)
- 六 表現ト代理及表現代理ト獨立代理並ニ表現ト表現代理トノ異同ヲ論説ス(追二回、算教授、法、政)
- 七 國家又ハ官吏ハ其任意ニ官吏關係ヲ消滅セシメ得ルカ其理由如何(同上)
- 八 國家ト宗教トノ關係及宗教團體ノ地位ヲ論スヘシ(追三回、一木講師、法、政)
- 九 徵兵及徵發ヲ論スヘシ(同上)

○四十二年度 (法律科政治科)

- 一 執行罰、行政罰及徵戒罰ノ性質上ノ異同ヲ論スヘシ(二回、美濃部教授、法、政)
- 二 内閣ノ國法上ノ地位ヲ論シ内閣ト各省大臣トノ關係ヲ明ニスヘシ(同上)
- 三 職務命令ノ性質及其ノ有效要件ヲ問フ(同上)
- 四 公有權ノ性質ヲ論ス(算教授、法、政)
- 五 公用制限ニ對スル損害賠償ノ法理ヲ論ス(同上)
- 六 公法上ノ雙方行為ヲ論ス(二回、美濃部教授、法、政)
- 七 左ノ各種ノ場合ニ於テ其命令ノ效力如何(同上)
 - (イ)司法大臣省令ヲ以テ刑法中ノ用語ニ付公定解釋ヲ下シタルトキ
 - (ロ)省令ヲ以テ某法律ノ施行細則ヲ定メタルニ其ノ法律ヲ廢止セラレタルトキ
 - (ハ)右同様ノ場合ニ於テ右法律カ一部改正セラレタルトキ
 - (ニ)文部大臣訓令ヲ以テ大學教官ニ對シ外交上ノ意見ヲ發表スルコトヲ禁止シタルトキ
- 八 自治團體ノ監督者ヲ論シ其監督方法ヲ略説スヘシ(三回算教授、法、政)
- 九 公有權ト私法上ノ所有權トノ異同ヲ辯明スヘシ(同上)
- 一〇 官廳相互ノ職權關係ヲ説明セヨ(京大行一部、織田教授)
- 一一 訴願ノ裁決ト他ノ行政裁決トノ異同ヲ辯セヨ(同上)
- 一二 現行法上地方團體ノ廢置分合及ヒ境界變更ハ如何ニシテ之ヲ行フカ(同上)
- 一三 出版トハ何ソヤ(京大、行二部織田教授)
- 一四 我國法上河川ノ性質如何(同上)

一五 收入印紙ノ販賣ト專賣トノ區別ヲ示スヘシ(同上)

一六 支那命令官及出納官吏ノ意義ヲ説明セヨ(同上)

一七 官吏上官ノ勤務命令ニ服從セザルコトヲ得ル場合アリヤ(同上)

一八 明治四十一年十月十日某府知事甲(人名)命ヲ帶ヒテ韓國ニ出張シ其不在中同府

事務官乙(人名)代理セリ明治四十二年五月五日乙ハ人民丙(人名)ニ對シ一ノ處分ヲ行ヒタルカ同月十日甲歸府セリ

一、後日丙右ノ處分ニ付行政訴訟ヲ提起セントス其相手方タルヘキ者ハ甲乙孰レナルカ

二、後日丙右ノ處分ニ因ル損害賠償ノ請求ヲ爲サントス甲乙中賠償義務者タルヘキモノアリヤ若シアリトスレハ其ノ孰レタルヘキ乎

三、後日右ノ處分ヲ行ヒタルコトヲ理由トシテ懲戒ヲ行ハントス甲乙孰レヲ之ニ附スヘキカ(同上)

一九 久シク高等官三等ノ某府事務官タル甲(人名)不平ノ餘遂ニ辭表ヲ提出シタルニ

政府ハ甲ヲ高等ナル某縣知事ニ轉任セシメタリ甲益不快ヲ感シ之ヲ拒絕セリ正當ナルカ(同上)

二〇 司法省參事官甲(人名)不法ノ行爲アリ未タ發覺スルニ及ハス(同上)

一、後日甲某地方裁判所判事ニ轉スルニ及ヒ右ノ行爲發覺セリ如何ニシテ之

ヲ懲戒ニ附スヘキカ

二、前項ノ場合ニ甲幸ニ懲戒ヲ免レ後日再ヒ轉シテ某縣事務官ニ任セラレタルニ世上ノ物議漸ク熾ナルニ至レリ政府ハ甲ヲ懲戒ニ附スルコトヲ得ルカ

二二 行政處分ノ附款ヲ論セヨ(同上)

二三 行政訴訟ノ要件及ヒ其訴願トノ關係ヲ説明セヨ(同上)

○四十三年度 (法律科政治科)

一 自治體カ法律上ノ義務ヲ履行セザル場合ニ於テ監督官廳ハ如何ナル方法ニ依リ其義務ヲ強制スルコトヲ得ルカ(三回、美濃部教授、法、政、經)

二 行政訴訟ニ於テ當事者ノ辯論カ其裁判ニ及ス效果ヲ問フ(同上)

三 土地收用法ニ依ル被收用者ノ權利ヲ論セヨ(同上)

四 煙草賣下價格、郵便料金額ハ命令ヲ以テ定ルコトヲ得ルカ(同上)

右第二問及第四問ハ何レカ一ヲ選擇スヘシ

五 自治組織ノ性質並ニ權限ヲ論ス(二回、筧教授、法、政)

六 表現委任ト表現代理ノ性質及效力ヲ比較論評スヘシ(同上)

七 行政官廳ノ不當處分ニ對シテ執ルコトヲ得ヘキ手段方法ヲ説明スヘシ(上杉助教授、商)

- 八 公共組合ノ性質及其他ノ公共團體トノ差異ヲ示セヨ(京大織田教授)
- 九 公用徵收ノ性質ヲ論セヨ(同上)
- 一〇 行政上處分ノ取消ヲ論セヨ(同上)
- 一一 官吏ノ服從ノ義務ヲ説明セヨ(同上)
- 一二 集會結社群集多衆運動ノ意義ヲ説明セヨ(同上)
- 一三 起業權ノ移轉ト起業權者ノ權利義務トノ關係如何(同上)

●民法

○三十八年度 (法律科政治科)

- 一 自然人ト法人ノ能力ヲ比較シテ法人ノ性質ニ論及スヘシ(一回、土方教授、法、政)
- 二 法令習慣及意思表示ノ關係ヲ略説スヘシ(同上)
- 三 失踪ノ宣告後其取消前ニ失踪者カ爲シタル行爲ノ效果如何(追、一回、同上)
- 四 法律行爲ノ無効及取消ノ原因如何(同上)
- 五 土地及樹木ノ所有者カ立木ノ儘十年間据置ク可シトノ契約ヲ以テ樹木ノミヲ賣渡シタル場合ニ其買主ノ取得シタル樹木ハ動産ナルヤ不動産ナルヤ(三回、志田教授、法、政)
- 六 入會權ノ種類ヲ示シ其各種ノモノ、法律上ノ性質ヲ説明スヘシ(同上)
- 七 共有ノ持分ノ性質ヲ説明セヨ(追、三回志田教授)
- 八 民法第二百七十六條ニ永小作權消滅ノ原因トシテ掲ケタル「消滅ノ請求」ノ意義如何(同上)
- 九 甲ハ金若干圓ヲ乙ニ貸與シ利息年一割ノ外違約金若干圓ト定メタリ然ルニ期日ニ至リ乙ハ借入金ヲ返還セサルヲ以テ甲ハ元利金及違約金ヲ請求シタルニ乙ハ之

ニ答ヘテ元利金ハ之ヲ辨濟スヘキモ違約金ノ請求ニハ應シ難シト云ヒ甲カ元利金ヲ受クレハ毫モ損害ヲ被ラサルコトヲ證明セリ而モ仍ホ甲ハ違約金ヲ請求スル權利アリヤ理由ヲ附シテ答ヘヨ(二回、梅教授、法、政)

一〇 危險負擔ヲ論セヨ(同上)

一一 連帶保證ノ法律上ノ性質ヲ説明シテ普通ノ保證トノ間ニ存スル效力ノ差異ヲ述フヘシ(三回志田教授、法、政)

一二 甲俳優乙劇場主ト契約シテ曰ク他ノ劇場ニ於テハ決シテ演藝ヲ爲サ、ルヘシト然ルニ甲ハ此契約ニ背キ他ノ劇場ニ於テ演藝ヲ爲シ且之ヲ繼續シツ、アリ知ラス乙ハ甲ニ對シ如何ナル權利ヲ有スルカ理由ヲ具シテ答フヘシ(追、二回、梅教授、法、政)

一三 取消訴權(廢罷訴權)ヲ論セヨ(同上)

一四 債務不履行ニ因ル損害賠償ナルモノハ其債務ヲ變更シテ利益給付ヲ目的トスル債務トナヌモノナルヤ(追、三回、志田教授、法、政)

一五 廢罷訴權ヲ行使スルニ付テノ要件ヲ示セ(同上)

○三十九年度 (法律科政治科)

一 未成年者ト禁治產者トノ間ニハ行爲能力ニ關シテ如何ナル相違アリヤ(一回志田

教授法、政)

二 習慣カ法律行爲ノ效力ヲ左右スル場合ヲ説明スヘシ(同上)

三 復代理ノ法律上ノ性質ヲ説明スヘシ(同上)

四 胎兒ノ法律上ノ性質ヲ説明スヘシ(志田教授、法、政)

五 法人ニ關スル擬制說ト實在說トヲ比較論評スヘシ(同上)

六 法定代理ト委任代理トノ區別ヲ説明スヘシ(同上)

七 代理ニ依ル法律行爲ノ當事者如何(二回、土方教授、法、政)

八 代理權ヲ有セサルモノカ他人ノ代理人トシテ爲シタル法律行爲ノ效力如何(同上)

九 物權ノ得喪ニ關スル立法ノ主義如何(同上)

一〇 共有及持分ノ性質如何(同上)

一一 地上權ヲ讓渡サ、ルヘキ契約ノ效力如何(同上)

一二 本權ノ訴ト占有ノ訴トノ區別及關係ヲ略說シテ我民法ニ占有ノ訴ニ關スル規定ヲ設ケタル當否ヲ詳論スヘシ(同上)

一三 永小作權ノ存續期間滿了後從來ノ關係ヲ繼續スルトキハ其效果如何(同上)

一四 事務管理、不當利得、及不法行爲ヲ比較論評セヨ(三回、梅教授、法、政)

一五 夫婦財產契約ノ中ニ於テ夫ハ妻ノ養料トシテ年々金千圓ヲ給付スヘキコトヲ定

メタリ知ラス妻ハ後日ニ至リ此權利ヲ拋棄スルコトヲ得ルヤ否ヤ理由ヲ附シテ答ヘヨ(同上)

一六 留置權質權及抵當權ヲ比較論述セヨ(追三回、同上)

一七 未成年ノ戸主ニ對シ親權ヲ行フ者カ養子ヲナサント欲スルトキハ如何ナル條件ヲ要スルカ理由ヲ具シテ答ヘヨ(同上)

○四十年年度 (法律科政治科)

一 失踪ノ宣告ノ取消ヲ論セヨ(一回、梅教授、法、政、)

二 未成年者、禁治産者、準禁治産者、及妻ノ能力ノ異同ヲ略述セヨ(同上)

三 時効期間ト除斥期間トノ區別ヲ説明スヘシ(二回、川名教授、同上)

四 甲カ乙ニ借金ヲ爲シ其辨濟ハ甲カ丙ヨリ贈與ヲ受ケタル時ニ於テ爲スヘシト特約シタル場合ニ於テ其特約ノ效果ヲ詳論スヘシ(同上)

五 被害者ノ過失ハ損害賠償ノ責任又ハ其範圍ニ如何ナル影響ヲ及ホスカ(三回、土方教授、法、政、)

六 債權ノ讓渡、代位辨濟及債權者ノ交替ニ因ル更改ノ大要ヲ比較略説スヘシ(同上)

七 雙務契約上ノ債務ニ特別ナル效力ヲ畧説スヘシ(同上)

○四十一年年度 (法律科政治科)

一 我民法上ニ於ケル無能力者トハ何人ヲ云フカ(一回、土方教授、法、政、)

二 法人ノ權利ノ種別ヲ示セ(同上)

三 果實トハ何ソヤ(同上)

四 取消ノ原因ヲ列擧セヨ(同上)

五 我民法ノ用語ナル「看做ス」ト「推定ス」トノ別如何(同上)

六 所謂自稱代理人カ本人ノ爲メニ爲シタル代理行爲ノ效果如何(同上)

七 甲ナル者某町一番地及二番地ノ所有者タリ一日乙ニ書ヲ送リテ曰ク代價一萬圓ヲ以テ某町一番地ヲ賣却セントス汝之ヲ買ハサルカト乙ハ嘗テ甲カニ番地所有者タルコトヲ知レルモ其ノ一番地ノ所有者タルコトヲ知ラス因テ甲カニ番地ヲ賣却セント欲スルモノト速丁シ承諾ノ旨ヲ甲ニ通知セリ後日乙ハ一番地ヲ買取ルコトヲ拒ムコトヲ得ルヤ否ヤ理由ヲ具シテ答ヘヨ(二回、梅教授、法、政、)

八 選擇債務、隨意債務、代物辨濟ノ性質ヲ論シ此三者ノ關係ヲ示セヨ(同上)

九 代理人ニ依リテ占有ヲ爲スト云フ意義ヲ詳論シ三個以上ノ實例ヲ示スヘシ(三回、川名教授、法、政、)

一〇 保證人ト連帶保證人トノ區別如何(同上)

- 一一 甲カ乙ニ支拂フヘキ百圓ノ辨濟ニ代ヘテ丙ニ對スル貸金二百圓ヨリ百圓ヲ受取ルヘキコトヲ約シ其旨ヲ丙ニ通知セリ丙ハ乙ノ請求ヲ拒ムコトヲ得ルカ(同上)
- 一二 失踪者カ失踪宣告ノ取消前ニ爲シタル行爲ノ效力如何(追、一回、土方教授、法、政)
- 一三 法人ノ能力(廣義)如何(同上)
- 一四 代理人ニ依ル法律行爲ノ當事者如何(同上)
- 一五 甲カ其所有ノ土地ヲ乙ニ賣ラント欲スルモ乙カ之ヲ承諾セサルヘキコトヲ知レリ是ニ於テ甲ノ友人丙ハ乙ヲ欺テ曰ク吾ハ遠カラスシテ甲ノ所有地ノ附近ヲ電車鐵道ノ布設アルヘキコトヲ確知セリ是時ニ至リテハ其土地ノ價格ヲ増加スヘシ故ニ今ニ於テ速ニ之ヲ購フニ利アリト乙之ヲ信シ遂ニ其土地ヲ買受ケタリ然ルニ後乙ハ其欺カレタルヲ發見シ其賣買ヲ取消サント欲ス知ラス之ヲ取消スコトヲ得ルヤ否ヤ(追、一回、梅教授、法、政)
- 備考 甲ハ丙カ乙ヲ欺キタル事實ヲ知レリト認ムヘキ證據ナシ
- 一六 債權ノ承繼人カ其債權ヲ行フ場合民法第四百二十三條ニ依リ債權者カ債務者ノ權利ヲ行フ場合及同第四百二十四條ニ依リ債權者債務者ノ行爲ヲ取消ス場合ヲ比較シ其權利ノ性質ノ異同ヲ明カニセヨ(同上)
- 一七 所有權ト占有權トノ作用ノ異ル所ヲ述フヘシ(追、一回、川名教授、法、政)

一八 保證人ノ求償權ヲ説明シ保證人カ其辨濟前ニ於テ爲シタル求償權ヲ讓渡ス契約ノ效力ヲ詳論スヘシ(同上)

○四十二年年度 (法律科政治科經濟科)

- 一 左ノ二問ニ對スル説明ヲ求ム(一回、川名教授、法、政、經)
 - (一) 法人ノ權利能力ノ範圍
 - (二) 法人ハ他ノ法人ノ社員ト爲ルコトヲ得ルカ
- 二 左ノ用語ノ意義ヲ説明スヘシ(同上)
 - 一、無能力者 二、準用 三、適用 四、意思能力 五、行爲能力 六、權利能力 七、失踪 八、不在者
- 三 代理ニハ如何ナル觀念ヲ必要トスルヤ(追、一回、富井講師、經)
- 四 停止條件付行爲ト始期付行爲トノ差別如何(同上)
- 五 理事ノ性質及權限如何(一回、富井講師、法、政、經)
- 六 代理ニ依ル法律行爲ノ當事者ハ何人ナリヤ(同上)
- 七 權利能力意思能力行爲能力ノ意義ヲ明ニシ三者相互ノ關係ヲ述フベシ(追、一回、川名教授、法、政、經)
- 八 或人金十萬圓ヲ支出シ自己ノ子孫ノ教育ヲ目的トスル財團法人ヲ設立セントス

吾民法上其設立ヲ許スヘキヤ(同上)

九 甲其ノ所有ノ乘馬ヲ乙ニ賣渡スコトヲ約シタル後更ニ之ヲ丙ニ賣渡スコトヲ約シ先ツ之ヲ丙ニ引渡シタル場合ニ於テ(二回、土方教授、法、政)

(一) 乙ハ其馬ハ甲ヨリ買得シタル自己所有ノ物ナルコトヲ主張シテ其引渡ヲ丙ニ請求スルコトヲ得ル乎

(二) 丙ハ甲ヨリ其馬ノ引渡ヲ受ケテ之ヲ所有スルニ因リテ所有權ヲ取得シタルモノナルコトヲ主張シ乙ノ請求ヲ排斥シ得ル乎

(三) 乙ハ甲丙間ノ賣買ハ乙ノ權利ヲ詐害スルモノナルコトヲ主張シテ其賣買ノ取消ヲ請求シ以テ其馬ノ引渡ヲ受ケ得ヘキ乎

右孰レノ點ニ於テモ丙カ甲乙間ニ賣買ノ契約アリタルコトヲ知レルト否トニヨリ差異アリヤ

一〇 地上權トハ何ソヤ我民法ト歐大陸ノ立法例ニ於ケル定義様ノ規定ニ差アル所以如何(同上)

一一 選擇債務トハ何ソヤ所謂任意債務ニ比シ又單一關係ナリヤ否ヤニ着眼シテ其性質ヲ略說スヘシ(同上)

一二 買戻ト買主ノ債務不履行ニ因ル賣買ノ解除トノ異同ヲ論セヨ (二回、梅教授、法、政、經)

一三 甲カ乙ヲ殺サンコトヲ謀レル場合ニ於テ丙ハ甲ニ告ケテ汝若シ乙ヲ殺スコトヲ斷念セハ吾汝ニ金百圓ヲ與ヘント甲之ヲ諾シ終ニ乙ヲ殺スコトヲ斷念セリ丙ハ法律上義務ナキコトヲ信スルニ拘ラス其約ヲ守リ甲ニ金百圓ヲ與ヘタリ丙ハ後日其百圓ノ返還ヲ求ムル權利アリヤ否ヤ理由ヲ具シテ答ヘヨ(同上)

一四 占有權ト所有權トハ其效力ニ於テ反比例ヲ爲スト云フノ當否如何(追一回、土方教授、法、政、經)

一五 所謂法律上ノ地役ナル觀念ニ比較シテ地役權ノ性質ヲ略說スヘシ(同上)

一六 損害賠償額ヲ豫定スル契約ノ效力如何他ノ立法例ニ比較シテ我民法ノ規定ヲ詳論スヘシ(同上)

一七 連帶債務ト連帶保證トノ異同ヲ論セヨ(追三回、梅教授、法、政、經)

一八 甲ハ乙ノ所有ニ係ル書籍ヲ竊取シ之ヲ賣却シ今其書籍ノ存否ヲ知ルコトヲ能ハス乙ハ甲ニ對シ如何ナル權利ヲ有スルカ理由ヲ具シテ答ヘヨ(同上)

備考其書籍ノ時價十圓ナリ又乙ハ試驗前ニ在テ其書籍ニ依リ試驗ノ準備ヲナサント欲セシニ之ヲ失ヒ且同一ノ書籍ヲ得ルコト能ハサリシ爲例年優等生タリシ乙カ稍劣等ノ成績ヲ以テ試驗ヲ通過セリ(同上)

一九 夫婦財產制ノ大要ヲ説明スヘシ(二回、奥田講師)

二〇 婚姻ノ取消ト離婚ト其性質及效果ニ如何ナル差異アリヤ(同上)

- 二二 姻族關係ハ如何ナル原因ニ因リテ消滅スルヤ(同上)
- 二三 嫡出子ト庶子トノ區別ヲ説明スヘシ(追二回、奥田講師)
- 二四 婚姻ノ取消ト離婚トハ其性質及效果ニ如何ナル差異アリヤ(同上)
- 二五 親權ハ之ヲ拋棄スルコトヲ得ルヤ(同上)
- 二六 家督相續ト遺產相續トノ大様ヲ説明スヘシ(三回、奥田講師、法、政、經)
- 二七 遺產相續ト遺贈トハ其效果ニ於テ如何ナル差異アルヤ(同上)
- 二八 遺留分ノ性質ヲ説明スヘシ(同上)
- 二九 法定ノ推定家督相續人ハ何故ニ相續ノ拋棄ヲ爲スコトヲ得サルヤ(追三回、奥田講師)
- 三〇 相續ノ拋棄ト相續權ノ喪失トハ其效果ニ於テ如何ナル差異アリヤ(同上)
- 三一 遺言ハ如何ナル方法ニ依リテ之ヲ取消スコトヲ得ルヤ(同上)
- 三二 甲乙丙三人各金壹萬圓ヲ醸出シ病院ヲ建設シ之ヲ法人ト爲サント欲ス知ラス社團法人ト爲スヘキカ將財團法人ト爲スヘキカ且其設立ノ手續如何(京大民法一部)
- 三三 法律行為ノ定義ヲ擧ケテ之ヲ説明スヘシ(同上)
- 三四 不動産債權ト抵當權トノ差異ヲ説明セヨ(同上)
- 三五 共有ノ性質ヲ論セヨ(同上)
- 三六 占有ノ意思トハ何ソヤ特ニ法人ハ占有權ヲ取得シ得ルヤ否ヤヲ論スヘシ(同上)
- 三六 因果關係ヲ論セヨ(京大民法第三部)
- 三七 廢罷訴權ノ性質及ヒ其行使ノ效果ヲ述ヘヨ(同上)
- 三八 甲乙ニ馬ヲ賣却シ其使用人(甲ノ使用人)丙ヲシテ其馬ヲ乙ノ住所ニ送ラシム時恰モ暗夜丁偶其通路ニ材木ヲ推積シ置ケリ(警察犯所罰令第二條違反)丁丙ノ牽キタル馬之ニ躓カンコトヲ慮リ大聲丙ニ注意ヲ促セリ然ルニ丙其警告ニ從ハサリシニ因リ馬ハ材木ニ躓キ足ヲ挫折セリ知ラス乙ハ如何ナル救濟方法ヲ有スルヤ(京大民法第二部)

- 三九 夫婦共同ニ養子ヲ爲シタルニ養子ハ其養母ヲ虐待ス此場合ニ於テ養母ノミ離婚ノ訴ヲ起スコトヲ得ルヤ否ヤ(京大民法第三部)
- 四〇 夫カ竊盜罪ニ因リ刑ニ處セラレタルニヨリ妻ハ裁判上離婚ヲ求メタリ此場合ニ於テ妻ハ夫ニ對シテ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ルヤ(同上)
- 四一 後見人ニ選任セラレタル者カ後見ノ事務ヲ執ラサル場合ニ於テハ如何ナル制裁アリヤ(同上)
- 四二 法人實在說ヲ論評スヘシ(京大民法第一部)
- 四三 強行法規及ヒ許容法規ノ區別ヲ説明シ併セテ民法第九十二條ノ本文ヲ註釋セヨ(同上)
- 四四 (イ)甲乙ニ馬ヲ賣却シ七月一日ニ引渡スヘキコトヲ約セシニ甲ハ約ニ背キ同月

五日ニ至ルモ尙之ヲ引渡サス其夜盜賊甲ノ厩ニ忍ヒ入り其馬ヲ竊ミ去レリ其翌日驟雨沛然トシテ至リ霹靂一聲乙ノ厩ニ落雷セリ(若シ其馬カ乙ノ厩ニ在リタリトセハ馬ハ其ノ落雷ノ爲メニ燒死シタリト云フ)甲ハ其債務ヲ免ルコトヲ得ルカ(京大民法第二部)

(ロ)甲過テ乙ハ犬ヲ傷ケタリ甲ハ獸醫ナリシヲ以テ自ラ其犬ノ傷ヲ治療スヘク又ハ賠償トシテ同種類ノ犬ヲ引渡スヘキコトヲ申出テタリ然レトモ乙ハ之ヲ却ケ犬ノ治療代ヲ請求セリ正當ナリヤ(同上)

(ハ)甲京都ニ帶在中(七月三日)其所有ノ雅邦ノ虎ノ書ヲ乙ニ賣却シ東京ニ歸リタル後直チニ之ヲ送附スヘキコトヲ約セリ同月五日甲ハ歸京シタルニ其財産ノ管理ヲ委託セシ丙(丙ハ甲ノ代理人ニシテ雅邦ノ書ヲ賣ルノ權限アリシモノトス)カ其書ヲ其前日(四日)既ニ丁ニ賣却シ之ヲ引渡セリト謂フ甲ハ乙ニ對シ債務ヲ免ルルコトヲ得ルヤ(同上)

四五 保證人ノ抗辯ニ關スル我法典ノ規定ヲ批評スヘシ(同上)

四六 債務引受ハ我國法上之ヲ認ムルコトヲ得ルヤ(同上)

○四十二年度 (法律科政治科)

一 代理權ナキ代理人カ爲シタル法律行爲ノ效果如何(二回、川名教授)

二 左ノ事實中ヨリ法律行爲ヲ指摘スヘシ(同上)

一、取得時効 二、時効ノ援用 三、自己ノ所有物ノ破壊 四、履行ノ請求 五、賣買ノ申込 六、訴訟行爲 七、取消八、自家ノ女中ニ使ヲ命スルコト 九、竊盜十、宥恕

三 種類債務ト任意債務ト選擇債務トノ差異如何(同上)

四 甲カ乙ヨリ金若干圓ヲ借入レントスルニ方リ丙ニ連帶債務者タランコトヲ依頼シ其旨ヲ記載セル證書ヲ作成シテ之ヲ持參セシニ丙ハ之ヲ閱覽セス唯保證人トナルヘキモノト誤信シ之ニ署名シテ乙ニ交付セシメタリ此行爲ノ效力如何理由ヲ具シテ答ヘヨ(一回、梅教授、法、政、經)

五 條件ト期限トノ差異ヲ論セヨ(同上)

六 連帶債務者ノ一人ニ對スル免除ノ效果ヲ述ヘテ連帶債務ノ性質ニ論及スヘシ(三回、土方教授、法、政、經)

七 債權者ノ交替ニ因ル更改ト債權ノ讓渡トノ差別ヲ述ヘテ前者ニ關スル法規ノ要否ニ論及スヘシ(同上)

八 雙務契約ニ因ル債務ニ特別ノ效力及其根據ヲ略說スヘシ(同上)

九 繼親子關係ヲ生スヘキ要件ヲ説明スヘシ(二回、奥田教授、法、政、經)

一〇 離婚制ノ概要ヲ説明スヘシ(同上)

一一 姻族關係ハ離婚ノ外如何ナル原因ニヨリテ消滅スルヤ(同上)

- 一二 遺産相續ト包括名義ノ遺贈トノ區別ヲ説明スベシ(三回、奥田教授、法、政、經)
- 一三 相續開始後ニ得ケル共同遺産相續人間ノ關係ヲ概説スベシ(同上)
- 一四 被相續人ノ生存中爲シタル家督相續人ノ指定ハ如何ナル時期ニ於テ其效力ヲ生スルヤ(同上)
- 一五 先占ノ性質及要件ヲ述ヘヨ(京大、民法第一部、石坂教授)
- 一六 轉質ノ性質ヲ述ヘヨ(同上)
- 一七 京都大學ニテ石炭數萬噸ノ購買入札ヲ爲シタル某甲ハ最低價額ノ入札ヲ爲シ乙某ハ第二位ノ入札ヲ爲セリ然ルニ大學ハ某甲ニハ何等通知ヲ爲サスシテ乙某ニ對シテ購買ヲ爲スヘキ旨ヲ通知セリ某甲ハ大學ニ對シテ契約ノ履行ヲ請求スルコトヲ得ルカ(京大民法第二部岡村教授)
- 一八 在京都法科大學生某甲、東京丸善書店ニ代價三十圓ノ書籍ヲ注文シ同書店ハ之ヲ發送シタルニ途中郵便局ノ過失ニ因リテ紛失セリ某甲ハ代金支拂ノ義務アルカ(同上)
- 一九 孀養子縁組ノ性質ヲ問フ(京大、民法第三部、中島教授)
- 二〇 未成年ノ子カ其實父及ヒ養父ト家ヲ同フスル場合ニ於テハ何人カ親權ヲ行フヘキカ(同上)
- 二一 詐欺ニ因ル法律行爲ノ效力ヲ問フ(京大民法第一部中島教授)

- 二二 代理行爲ノ性質ヲ説明スヘシ(同上)
- 二三 意思表示ノ到達ノ意義如何(同上)
- 二四 單獨行爲ハ債權發生ノ原因タルコトヲ得ルカ(京大、民法第二部、岡村教授)
- 二五 某甲乙某ニ對シテ契約ノ申込ヲ爲シ一週間内ニ承諾ノ回答ヲ爲スヘキ旨ヲ附言セリ乙某ハ一週間ノ最後ノ日ニ承諾ノ通知ヲ發シ其翌日某甲ニ到着セリ此契約ハ成立スルカ若成立ストセハ何時ニ於テ成立スルカ(同上)
- 二六 某甲ノ乘レル自動車誤テ畫工乙某ヲ轢殺セリ乙某ハ月收凡二百圓アリ父母妻子ナク蓄貯ナク唯從妹丙某ヲ扶養セリ丙某ハ某甲ニ對シテ損害賠償ヲ求ムルコトヲ得ルカ(同上)
- 二七 代物辨濟ト更改トノ區別(京大民法第三部石坂教授)
- 二八 不動産登記ニ關スル獨佛ノ主義ヲ述ヘ且我國法ノ主義ヲ論評セヨ(同上)
- 二九 甲乙丙ノ三人河畔ヲ散步セリ甲、河ノ向岸ニ財囊ノ落チタルヲ發見シ乙、丙二人ニ之ヲ告ケタリ乙其ノ財囊ヲ取來ラシメン爲メ丙ノ犬ヲ使喚シタリ犬ハ河ヲ涉リ向岸ニ至リ財囊ヲ口ニシ來ラントスル時向岸ニ散步セル丁之ヲ見テ犬ノ口ニセル財囊ヲ奪取レリ其財囊ノ所有者ハ遂ニ之ヲ知ルコトヲ得サリシト云フ知ラス甲乙丙丁ノ何レカ其財囊ノ所有權ヲ取得スルヤ(同上)

◎民事訴訟法

○二十八年年度 (法律科)

- 一 訴訟手續ノ中斷、中止、及休止ノ差異(三回、前田講師)
- 二 原告ノ法定代理人カ其代理權ヲ證明スルコト能ハサルトキ及原告ノ訴訟代理人カ其代理權ヲ證明スルコト能ハサルトキハ裁判所ハ訴訟事件ニツキ如何ナル裁判ヲナスヘキヤ(同上)
- 三 訴訟委任ヲ受ケタル者ハ如何ナル訴訟行為ヲ爲シ得ルヤ(追三回同上)
- 四 終局判決ト中間判決トハ何ニ依リテ之ヲ識別スルヲ得ルヤ(同上)
- 五 訴訟費用ノミノ負擔ヲ本案ト共ニ言渡ス判決ニ對シテ假執行ノ宣言ヲ附スヘキモノナルヤ(三回、加藤教授)
- 六 執行參加ノ訴ト主參加ノ訴トノ差異如何(同上)
- 七 照査手續トハ何ソ(同上)
- 八 債務者ハ如何ナル條件ノ下ニ假執行ノ宣言ノ免除ヲ請求シ得ルヤ(追三回、前田講師)
- 九 執行命令ノ效力ヲ問フ(同上)

二 物上擔保權者ハ其擔保ノ目的ニ對シテ他人カ執行ヲ爲サントスルニ當リ如何ナル權利アリヤ(同上)

○三十九年度 (法律科)

- 一 告知參加ト指名參加トノ區別(三回、加藤教授)
- 二 他人ノ物ヲ差押ヘタル場合ニ於ケル救濟如何(同上)
- 三 債權ヲ差押ヘタル場合ノ普通ノ換價方法ヲ問フ(同上)
- 四 訴訟代理權ノ範圍ヲ問フ(追三回、同上)
- 五 假執行ノ宣言トハ何ソ(同上)
- 六 執達吏ニ對スル執行委任ノ性質如何(同上)

○四十年年度 (法律科)

- 一 當事者ハ如何ナル範圍ニ於テ裁判管轄ノ合意ヲ爲シ得ルカ(三回加藤教授)
- 二 答辯書ヲ提出セサルトキハ如何ナル不利益アリヤ(同上)
- 三 給付ノ訴ト確認ノ訴トノ關係ヲ論スヘシ(同上)
- 四 外國ノ判決ハ如何ナル條件ノ下ニ我國ニ於テ執行シ得ヘキカ(同上)

○四十一年年度 (法律科)

- 一 反訴提起ノ要件ヲ問フ(三回、加藤教授)
- 二 請求ノ拋棄認諾並ニ裁判上ノ自白ノ性質ヲ論シ其區別ニ及フヘシ(同上)
- 三 判決、決定、命令ノ區別如何(同上)
- 四 既判力ノ意義並ニ根據ヲ説明シ其援用ハ職權ニ因ルヘキカ又之ヲ拋棄シ得ヘキカヲ論定スヘシ(同上)
- 五 訴ノ取下ノ要件ヲ説明シ且上級審ニ於ケル訴ノ取下ノ方法ヲ案セヨ(追三回同上)
- 六 舉證ノ責任ノ分配ノ原則ヲ説明シ併セテ其適用ニ、三ヲ示スヘシ(同上)
- 七 缺席判決ノ意義ヲ述ヘ且各當事者缺席セル場合ノ判決ノ内容ヲ説明スヘシ(同上)
- 八 被告カ管轄違ノ申立ヲ爲サスシテ本案ノ辯論ニ入りタル後其過失ニアラスシテ辯論前ニ右抗辯ヲ主張スルコト能ハサリシ旨ヲ説明スルトキハ其管轄權ヲ免ルルコトヲ得ルカ(同上)
- 九 大洪水アリ確定判決ノ原本訴訟記録等總テ喪失セリ更ニ確定判決ヲ受ルコトヲ得ルカ(同上)

○四十二年年度 (法律科)

- 一 (イ) 舉證責任分配ノ標準ヲ説明スヘシ (三回、仁井田教授)
(ロ) 第一審裁判所カ訴ヲ以テ原告ノ主張セル請求ヲ法律上理由ナシト認メテ事實ノ點ニ付キ調査ヲ爲サシテ其請求ヲ否認スル判決ヲ爲スニ當リ原告カ其判決ニ對スル控訴ヲ提起シタル場合ニ於テ控訴裁判所カ其請求ヲ法律上理由アリト認メタルトキハ事實ノ點ニ付キ新ニ調査ヲ爲シ以テ其請求ニ關スル判決ヲ爲スコトヲ得ルヤ
- 二 (イ) 判決、決定、命令ノ區別 (同上)
(ロ) 終局判決ト中間判決トノ差異
(ハ) 闕席判決ノ性質
(ニ) 裁判上ノ自白ト裁判外ノ自白トノ差異
- 三 判決ノ既判力ノ意義及範圍ヲ説明スヘシ (追三回同上)
- 四 原告ハ請求ノ辨濟期前ニ訴ヲ提起シ被告ニ對シテ其辨濟ヲ求メタリ第一審裁判所ハ請求ノ辨濟期ノ未タ到來セサルカ爲メ訴ヲ提起スル理由ナシトシテ却下セリ然ルニ第一審判決ノ言渡後ニ請求ノ辨濟期カ到來シタルトキハ原告ハ控訴ヲ提起シ其辨濟期ノ到來ヲ主張シテ自己ニ利益ナル判決ヲ求ムルコトヲ得ルヤ (同上)

五 (イ) 不變期間トハ何ソヤ (同上)

(ロ) 訴訟手續ノ休止トハ何ソヤ

(ハ) 妨訴抗辯トハ何ソヤ之ヲ例示スヘシ

(ニ) 抗告トハ何ソヤ

- 六 甲ナル者アリ乙ヲ以テ國法ニ自己(甲)ノ所有ニ屬スル動産ヲ占有スルモノナリトシ乙ヲ被告トシテ該動産ノ返還ヲ求ムル訴ヲ京都地方裁判所ニ提起シタリ此ノ訴ニ關スル第一ノ口頭辨論期日ニ於テ甲ハ訴狀記載ノ如ク所有動産ノ返還ヲ求ムル旨申立ヲ爲シ乙ハ答辯書記載ノ如ク甲ノ請求ヲ棄却スル旨ノ判決アリタシト申立且反訴トシテ該動産カ自己(乙)ノ所有ニ屬スルコトヲ確定判決アリタシト申立テ書面ニ基キテ爲シタリ甲ハ於是乎反訴ニ對シテ權利拘束ノ抗辯ヲ爲シ又萬一ヲ慮リテ乙ハ斯ル確定判決ニ付キ法律上ノ利益ヲ有セサルモノナリト主張セリ知ラス甲ノ爲シタル權利拘束ノ抗辯ハ理由アルカ又乙ハ斯ル確定判決ニ付キ法律上ノ利益ヲ有セサルカ (京大、雉本教授)
- 七 給付ノ訴確定ノ訴及ヒ權利變更ノ訴ノ區別ヲ論シ被告ヲシテ法律關係ノ成立ヲ認諾セシムルヲ以テ内容トスル判決ヲ要求スル訴ハ三者ノ孰レニ屬スルカヲ明カニセヨ (同上)
- 八 職權ニ因リテ假執行ノ宣言ヲ爲ス場合ヲ説明スヘシ (三回、同上)

九 差押ト物上擔保權者トノ關係ヲ説明スヘシ(同上)

一〇 不在者ノ預金ニ對スル差押命令ノ送達ヲ受ケタル銀行ハ其預金ニ關スル陳述義務アリヤ(同上)

一一 各當事者ニ對スル不動産差押ノ效力ヲ説明スヘシ(同上)

一二 債務名義ノ種類ヲ舉ケ略解ヲ施スヘシ(追三回、同上)

一三 判決ニ因リテ確定シタル請求ニ對スル債務者ノ異議ヲ説明スヘシ(同上)

一四 差押ノ債權者間ニ於ケル效力ニ關スルニ主義ヲ論評スヘシ(同上)

○四十二年度 (法律科)

一 口頭主義及結果ヲ説明スヘシ(三回、仁井田教授)

二 訴訟能力ヲ有セスシテ自ラ訴ヲ提起セル原告カ本案ノ口頭辯論期日ニ缺席セルニ當リ其期日ニ出頭セル被告カ缺席判決ノ申立ヲナシタルトキハ裁判所ハ如何ナル處置ヲナスヘキヤ(同上)

三 左ノ事項ヲ簡短ニ説明スヘシ(同上)

(イ) 普通裁判籍

(ロ) 訴訟手續ノ中斷

(ハ) 適法ナル故障申立ノ效果

(ニ) 附帶控訴

(ホ) 執行命令

(ヘ) 證書訴訟ニ於テ許スヘキ證據方法

四 左ノ語ノ意義ニ付要領ヲ説明スヘシ(三回、加藤教授)

(1) 假執行ノ宣言 (2) 執行力アル正本 (3) 執行參加ノ訴 (4) 照査手續 (5) 保管人 (6) 新競賣 (7) 再競賣 (8) 轉付命令(二義)

五 不代替的作爲ノ義務ノ執行ニ付説明スヘシ(同上)

六 民事訴訟ト非訴訟事件手續トノ區別ヲ説明スヘシ(二回、仁井田教授)

七 原告ノ主張セル或事實ヲ自白セル被告カ判決ニ接着スル口頭辯論ノ期日ニ缺席セリ然ルニ被告ヲ補助スル從參加人カ其期日ニ出頭シテ原告ノ主張セル事實ヲ争ヒタリ此場合ニ於ケル裁判所カ此事實ヲ認ムル爲メニ證據ヲ要スルヤ(同上)

八 左ノ事項ヲ簡短ニ説明スヘシ(同上)

イ、被告カ管轄違ノ抗辯ヲ提出セスシテ本案ノ辯論ヲナシタル場合ノ效果
ロ、原狀ノ回復
ハ、裁判上ノ自白ノ效果
ニ、訴訟手續ノ休止

ホ、再抗告ノ要件

九 甲ナル家屋ノ不法占有者ヲ被告トシテ所有權ニ基キ該家屋ノ明渡ヲ命スル判決アラシコトヲ要求スル訴ノ管轄ヲ問フ(京大、雉本教授)

一〇 訴ノ種類ヲ論スヘシ(同上)

一一 訴訟代理人ハ裁判上ノ相殺ヲ爲スヲ得ルカ(同上)

- 一一 權利變更ノ訴ヲ論セヨ(同上)
- 一二 甲ナル者アリ乙ナル者ト年金契約ヲ締結シ明治四十二年ヨリ向フ十ヶ年間毎年十二月一日ニ金三百圓ヲ乙ニ給付スヘキ旨ヲ約シタリ然ルニ明治四十二年十二月ニ至ルモ甲ハ猶ホ其義務ヲ履行セザリシカ故ニ乙ハ甲ヲ被告トシテ明治四十三年二月京都地方裁判所ニ訴ヲ提起シ且四十二年三月一日同裁判所ニ於テ開カレタル口頭辯論期日ニ於テ訴ノ申立トシテ訴狀ニ於ケル記載ト同様ノ申立ヲ爲シタリ其申立ハ「被告(甲)ハ即時ニ明治四十二年度分ノ年金三百圓ヲ原告(乙)ニ支拂フヘク猶明治四十三年ヨリ向フ九ヶ年間毎年十二月一日當該年度分ノ年金三百圓ヲ原告ニ支拂フヘシト判決アリ度シ」ト云フニアリテ事實トシテ上記ノ年金契約ヲ締結シタルコト及甲カ四十二年度分ノ年金ヲ支拂ハザリシコトヲ陳述シ且毎年斯カル迷惑ヲ受ケサラシコトヲ欲スル旨ヲ陳ヘタリ。然ルニ被告(甲)ハ原告(乙)ノ請求ヲ認諾セルノミナラス又原告ノ陳述シタル事實ヲ認メタリ。依テ原告ノ請求ノ認諾ニ基キテ判決アラシコトノ申立ヲ爲シタリ知ラス裁判所ハ請求ノ認諾ニ基キテ判決ヲ爲スヲ得ルヤ否ヤ又其判決ノ内容如何(同上)
- 但訴訟成立要件ハ總テ具備セルモノト假定ス

●刑法

○二十八年年度 (法律科政治科)

- 一 法律ニ正條ナキ所爲ヲ罰セストノ原則ヲ採用シタル理由如何(一回、岡田教授、法、政)
 - 二 不作爲犯トハ何ソヤ(同上)
 - 三 中止犯ヲ論ス(同上)
 - 四 作爲ト不作爲トノ區別如何(追一回、同上)
 - 五 自首輕減ヲ論ス(同上)
 - 六 日本ニ在住スル外國人日本ノ交戰國ニ軍機ヲ漏泄シタルトキハ如何ニ之ヲ處分スヘキカ(二回、岡田教授、法)
 - 七 監守盜ヲ論ス(追二回岡田教授、法、政)
 - 八 交番所ヲ破壊シ其材料ヲ燒燬シタル者ハ如何ニ之ヲ處分スヘキカ(同上)
- 二十九年年度 (法律科政治科)
- 一 附加刑ノ種類ヲ列擧シ之ヲ説明セヨ(一回、岡田教授、法、政)

- 二 甲、乙ニ對シ丙ヲ殺スコトヲ教唆セリ後乙カ之ヲ實行スルニ方リ甲モ亦實行ヲ共同セリト云フ甲ノ處分如何(同上)
- 三 現行刑法改正意見(同上)
- 四 甲豫メ乙ヲ殺サンコトヲ謀リ之ニ毒物ヲ服用セシメタルモ其容易ニ死セサルヲ見テ故意ヲ以テ之ヲ絞殺セリト云フ甲ノ處分如何(追一回岡田教授、法、政)
- 五 繼續犯トハ何ソヤ例ヲ擧ケテ之ヲ説明セヨ(同上)
- 六 官吏收賄罪ノ要素ヲ論ス(二回、岡田教授、法、政)
- 七 公園ノ共同腰掛ノ上ニ一時人ノ差置キタル物品ヲ遺失物ト信シテ持歸リ其儘横領シタル者ノ處分如何(同上)
- 八 紙幣ニ變造罪アリヤ(追二回岡田教授、法、政)
- 九 甲アリ乙ヲ教唆シテ甲一人住居スル甲所有ノ家屋ニ放火燒燬セシメタリ甲乙ノ處分如何(同上)

○四十年年度 (法律科政治科)

- 一 年齢ト犯罪ノ成立トノ關係ニ關シ現行法ト新刑法トヲ比較論評セヨ(一回、牧野講師、法、政)
- 二 左ノ諸語ヲ説明セヨ(同上)

- 一、未遂 二、數罪俱發 三、自首 四、期滿免除
- 三 文書偽造罪ニ關シテ左ノ諸點ヲ論セヨ(一回、牧野講師、法、政)
- 一、官文書ト私文書トノ區別
- 二、死者ノ名義ヲ以テ作成シタル文書
- 三、他人ノ代理人タル名義ヲ以テ作成シタル文書
- 四 盜竊(竊取)強盜(強取)及詐欺取財(騙取)ノ異同(同上)

○四十一年年度 (法律科政治科)

- 一 刑罰裁量ノ標準如何(一回、牧野講師、法、政)
- 二 因果關係ノ中斷ヲ論セヨ(同上)
- 三 犯罪不成立ト刑ノ免除ト刑ノ執行ノ免除トノ區別ヲ問フ(同上)
- 四 刑ノ執行猶豫トハ何ソヤ(同上)
- 五 法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス(新刑第三八條第三項 舊刑第七七條第四項參照)トノ規定ノ意義及其立法上ノ理由ヲ論セヨ(同上)
- 六 間接正犯ノ觀念ヲ説明シ且之ヲ論評セヨ(同上)
- 七 他人カ行使スルニ至ルヘキコトヲ知テ偽造文書ヲ其他人ニ交付シタルモノ、處分(一回、牧野講師、法、政)

- 八 不動産ノ騙取(同上)
- 九 放火ノ觀念ヲ説明セヨ(追一回、牧野講師、法、政)
- 一〇 甲アリ乙ニ對シ其所有ノ不動産ヲ賣却シタリ然ルニ其後乙ヨリ訴訟ヲ以テ其土地ノ引渡ノ請求ヲ受ケタル際甲ハ裁判所ニ對シ其賣買ノ事實ナシト申立テ終ニ勝訴ノ確定判決ヲ得ルニ至レリ知ラス甲ハ有罪ナリヤ否ヤ若シ有罪ナリトセハ其成立スヘキ犯罪ノ種類及其既遂ノ時期如何(同上)

○四十一年度 (法律科政治科經濟科)

- 一 相當因果關係 (Theorie de adéquaten Verursachung. Theorie de la causalité adéquate) トイン觀念ヲ論評セヨ(一回、牧野講師、法、政、經)
- 二 教唆及從犯ヲ以テ加擔犯(從タル犯罪)ニ非ストスル學說ヲ論評セヨ(同上)
- 三 犯罪ノ着手(追一回、牧野講師、法、政、經)
- 四 時ニ關スル刑法ノ效力(同上)
- 五 次ノ諸語ヲ説明セヨ(一回、牧野講師、法、政)
 - 一、暴動
 - 二、燒燬
 - 三、墮胎
 - 四、橫領
- 六 不動産ニ對スル竊盜罪強盜罪及ヒ詐欺取財罪ノ成立ヲ論セヨ(同上)
- 七 權利義務ニ關スル文書ト事實證明ニ關スル文書(同上)

- 八 不動産ニ關スル横領罪ノ成立(同上)
- 九 甲者河中ニ墜落セリ乙者其自己カ河中ニ垂下シ置キタル綱ニヨリテ助命センコトヲ妨ケンカ爲メ急ニ之ヲ引揚ケタリ茲ニ於テ甲ハ遂ニ死亡セリト謂フ乙者ノ責任如何(京大、刑法第一部、勝本教授)
- 一〇 正犯ト從犯トノ區別ヲ詳論セヨ(同上)
- 一一 殺人罪ヲ論セヨ(京大、刑法第二部、同上)
- 一二 竊盜罪ヲ論セヨ(同上)
- 一三 刑法第六條ヲ釋明セヨ(同上)
- 一四 共犯ノ種類ヲ舉ケ其異同ヲ詳ニセヨ 附外國使臣ヲ教唆シテ罪ヲ犯サシメタル者ノ處分(同上)
- 一五 詐欺取財罪ノ構成ヲ論ス(同上)
- 一六 贓物タルノ情ヲ知ラスシテ物品ヲ竊盜犯者某ヨリ買取リタル者後其情ヲ知リ贓品タルコトヲ告ケテ之ヲ甲ニ賣却セリ甲乙ノ處分如何(同上)

○四十三年度 (法律科政治科經濟科)

- 一 犯罪ノ情狀(一回、牧野助教授、法、政、經)
- 二 牽連犯(刑法五四、一項後段(同上))

三 次ノ諸例ニ於テ犯罪ノ成立如何ヲ論セヨ(一回法、政同上)

a 犯罪人カ自己ノ被告事件ニ關シ人ヲシテ偽證セシメタル場合

d 人ヲシテ其受託物ヲ自己ニ賣却セシメ之ヲ買受ケタル場合

c 婦女ヲシテ自己ニ密賣淫ヲナサシメタル場合

四 次ノ諸例ニ於テ詐僞取財ノ成立如何ヲ論セヨ(同上)

a 人ヲ欺罔シテ其不動産ヲ自己ニ假裝的ニ賣渡サシメ之ヲ登記シタル場合

d 抵當權設定證書ナリト欺罔シテ不動産賣渡證書ニ捺印セシメ之ニ基キテ賣買

ノ登記ヲ爲シタル場合

c 他人ノ不動産賣渡證書ヲ偽造シ之ニ基キ賣買登記ヲ爲シタル場合

五 刑法立法ニ關スル新舊二派ノ學說ノ概要ヲ對照評論セヨ(京大一部、勝本教授)

六 正犯ト從犯トノ區別ノ標準ヲ明カニセヨ(設例ヲ加ヘテ説明スヘシ)(同上)

七 文書偽造罪ノ構成要素ヲ説明スヘシ(同上)

八 横領罪ヲ論ス(同一部、同上)

九 盜賊某アリ毎夜甲ノ倉庫ニ入り諸般ノ物品(中ニ貴重品モアリ)就中貯藏ノ葡萄

酒ヲ竊取ス甲百方防禦ノ道ヲ講スルモ計策皆書餅ニ屬セリ茲ニ於テ甲被盜ノ恐アル葡萄酒若干瓶中ニ毒物ヲ混入シ置キタリ盜賊某例ニヨリ之ヲ知ラス盜取シテ家ニ持歸リ數本ヲ他人ニ賣却シ殘餘ヲ自用シ盜賊某ハ勿論之ヲ買受ケテ飲用シタ

ル他人モ亦皆中毒ニヨリ死亡セリト云フ甲ノ責任如何(同上)

一〇 犯罪ノ場所ヲ定ムル標準ニ關スル學說ヲ列舉シテ之ヲ説明セヨ(京大一部、同上)

一一 左ノ問題中其ノ一ヲ擇ンテ答案ヲ附スヘシ(同一部、同上)

第一 左ノ各項ニ付キ説明ヲ爲スヘシ(同上)

(イ) 權利義務ニ關スル文書圖畫ト事實證明ニ關スル文書圖畫トノ區別

(ロ) 猥褻ノ文書圖畫其他ノ物トハ如何ナルモノヲ云フヤ

(ニ) 傷害罪ノ構成要素ヲ説明セヨ

第二 甲者乙者ヲシテ自己ヲ殺害セシメンカ爲メ詐テ丙者ヲ殺スヘシト乙者ヲ教唆シ私カニ丙者ニ變裝シ乙者ヲシテ自己ヲ殺害セシメタリ然ルニ甲者ハ單ニ創傷ヲ被リタルニ止マリ死亡スルニ至ラサリシト云フ右甲乙ノ處分如何(同上)

●刑事訴訟法

○三十八年度 (法律科)

- 一 保釋又ハ責付中ノ被告人ニ對シテ勾留狀ヲ發スルコトヲ得ルカ(四回、中川教授)
- 二 申告罪ノ被害者カ共犯人ノ一人ニ對シテノミ告訴ヲ爲シ他ノ一人ニ對シテハ告訴ヲ爲サル旨明言シタルトキハ其告訴ノ效力如何(同上)
- 三 左ノ場合ニ於テ爲シタル判決ノ效力如何(同上)
 - 甲 正當ノ理由ナクシテ裁判ヲ公開セザリシトキ
 - 乙 地方裁判所ノ公判ニ於テ一人ノ判事カ裁判ヲ爲シタルトキ
- 四 地方裁判所ニ於テ審理ノ結果判事ノ一人カ管轄違一人カ有罪一人カ無罪ノ意見ヲ有シタルトキハ如何ナル裁判ヲ爲スヘキカ(同上)
- 五 地方裁判所檢事カ捜査ヲ終リ違警罪ト思料シタル事件ニツキ豫審ヲ請求シタルトキハ如何ナル處分ヲ爲スヘキカ(同上)
- 六 戸籍ノ謄本並ニ一個人ノ作製シタル信書ハ如何ナル證據力ヲ有スルカ(追四回、中川教授)
- 七 檢事豫審中ノ事件カ未タ終結セサル前更ニ同一事件ニ就キ公判ヲ請求シタルト

キハ裁判所ハ如何ナル處分ヲ爲スヘキカ(同上)

八 差押處分ニ關シ判決ヲ以テ所有者甲ニ還付スヘキ物件ヲ誤テ乙ニ還付スル言渡ヲ爲シ確定シタルトキハ甲ハ之ニ依リ其權利ヲ喪失スヘキカ(同上)

九 左ノ場合ニ於テ豫審又ハ公判ニ於テ如何ナル言渡ヲ爲スヘキカ(同上)

一、被告人軍人ナルトキ

二、被告人我法權ニ服セサル外國人ナルトキ

三、事件カ既ニ領事裁判所ニ繫屬スルトキ

四、事件カ既ニ違警罪即決例ニ依リ即決ノ言渡アリテ確定シタルトキ

○三十九年度 (法律科)

一 起訴ノ手續カ適法ナラサルトキハ豫審判事ハ如何ナル終決決定ヲ爲スヘキカ又此判決確定後檢事ハ手續ヲ更正シテ再ヒ豫審ヲ請求シ得ルカ(四回、中川教授)

二 地方裁判所ニ於テハ自白アリト雖モ尙ホ他ノ證據ノ取調ヲ必要ナリトスル規定ハ總テ證據ハ判事ノ自由ナル判斷ニ任ストノ原則ヲ認メタル規定ヲ變更スルモノナルヤ否ヤ(同上)

三 他人ヲ逮捕スル爲メ如何ナル場合ニ人ノ住居スル家宅ニ入ルコトヲ得ルヤ(同上)

四 公判審理中ノ被告人ノ動作若クハ其顔色容貌ノ變動ノ如キモノハ之ヲ判斷ノ材料トナスコトヲ得ルカ(追、四回中川教授)

五 控訴裁判所ニ於テ辯論中附帶犯罪トシテ或ル重罪事件ヲ發見シタルトキハ如何ナル處分ヲ爲スヘキカ(同上)

六 被告人カ甲裁判所ノ管轄地域内ニ於テ乙裁判所ノ管轄地域内ニ在リタル官吏ヲ單ニ言語若クハ形容ノミヲ以テ侮辱シタルトキハ犯罪地ハ甲乙何レノ裁判所ノ管轄ニ屬スヘキカ(同上)

○四十年年度 (法律科)

一 法廷ノ秩序ヲ維持スルカ爲メ必要アルトキハ檢事ニ對シテ如何ナル處分ヲ行フコトヲ得ヘキカ(四回、中川教授)

二 闕席判決ノ送達ヲ受ケタルモノカ該判決ニ對シテ故障ノ申立ヲ爲シタルニ取調ノ結果右申立人カ被告人ニ非スシテ人違タリシコトヲ發見シタリ裁判所ハ如何ナル處分ヲ爲スヘキカ(同上)

三 親告罪ニ付キ二人ノ共同被告アリテ第一審裁判所ニ於テ有罪ノ判決ヲ受ケ被告ノ一人ハ其言渡ニ服シ裁判確定シ他ノ一人ハ控訴ノ申立ヲ爲シタル後告訴ノ取下アリタルトキハ其結果如何(同上)

四 辯護人カ被告人ノ明示ノ意思ニ反シテ上訴ノ申立ヲ爲シタルトキハ其效力如何(同上)

○四十一年度 (法律科)

一 告訴起訴及ヒ上告ノ區別ヲ説明スヘシ(四回、中教授)

二 裁判所ハ外國ニ在ルモノヲ證人トシテ訊問スルコトヲ得ルカ(同上)

三 控訴裁判所カ爲シタル缺席判決ニ對シ檢事ヨリ上告アリタリ場合上告裁判所ハ擬律ノ錯誤アリトシテ原判決ヲ破棄シ刑事訴訟法第二八七條ニ依リ直チニ判決ヲ爲スコトヲ得ヘキカ若シ得トセハ被告人ニ尙ホ不服申立ノ方法アリヤ(同上)

四 左ノ場合ニ於テ爲スヘキ手續如何(同上)

(甲) 判決確定前輕キ刑ヲ定メタル新法行ハレタル時

(乙) 同一ノ場合ニ新刑法ハ當該ノ罪ヲ親告罪ナリト規定シタル時

(丙) 被害者ニ還付スヘキ差押品ヲ誤リテ他人ニ還付スルノ言渡ヲ爲シ確定シタル時

五 訴訟ノ取消ニ付キ説明ヲ爲スヘシ(追四回、中川教授)

六 區裁判所ノ公判ニ於テ被告人ノ自白アリタル場合ニ原告ノ異議アルニ拘ラス他

ノ證據ノ取調ヲ爲サスシテ自白ノミニ因リ裁判ヲ爲シタリ其效力如何(同上)

七 竊盜ノ罪ヲ犯シタリトシテ刑ノ言渡シヲ受ケタル被告人カ控訴ヲ申立テタル場合ニ控訴裁判所ハ其事實ヲ強盜罪ナリト認定シタリ如何ナル言渡ヲ爲ヘキカ(同上)

○四十二年度 (法律科)

一 訴訟ノ條件ト判決ノ條件トノ區別如何(四回、中川教授)

二 原裁判所カ知覺精神ノ不十分ナルモノヲ證人トシテ訊問シタルハ不法ナリトノ理由ヲ以テ上告ノ申立アリタルトキハ如何ナル判決ヲ爲ス可キカ(同上)

三 左ノ場合ニ於ケル判決ノ效力如何(同上)

甲、人違ノ爲メ被告人ヲ誤リテ裁判ヲ言渡シタルトキ

乙、地方裁判所ニ於テ自白ノミニ依リ裁判ヲ爲シタルトキ

四 豫審免訴ト公判免訴トノ區別如何(追四回、中川教授)

五 控訴裁判所ニ於テ原裁判所カ不當ニ公訴不受理ヲ言渡シタルコトヲ發見セハ如何ナル裁判ヲ爲スヘキカ又上告裁判所ニ於テハ原裁判所ノ管轄違ナルコトヲ發見セハ如何(同上)

六 左ノ區別ヲ略説スヘシ但内二問ノ解答ヲ求ム(京大、富田助教授)

- (イ)任意辯護ト私選辯護
- (ロ)非常上告ト再審ノ訴
- (ハ)告訴ト告發

七 左ノ二問ノ内一ヲ選ヒ解答ヲ與フヘシ(同上)

(イ)豫審ニ於テ審理スヘキ限度如何

(ロ)證人ト鑑定人トノ區別ヲ問フ

八 某被告人親告罪ヲ犯シタルモ被害者之ニ對シ告訴ヲ爲サス此事件ニ對シ

(イ)檢事ハ如何ナル處分ヲ爲スヘキカ

(ロ)若シ公訴ノ提起アリタリトセハ豫審判事ハ如何ナル裁判ヲ下スヘキカ

(ハ)若シ公判ニ付スル豫審ノ終結決定アリトセハ公判裁判所ハ如何ナル裁判ヲ下スヘキカ(同上)

右簡單ナル理由ヲ附シテ説明スヘシ

○四十三年度 (法律科)

一 搜索ト豫審トノ區別ヲ説明スヘシ(四回、中川教授)

二 豫審終結ノ決定カ檢事ノ意見ヲ聞カスシテ爲サレタルモノナルコトヲ發見シタルトキハ第一審裁判所ニ如何ナル手續ヲナスヘキカ(同上)

三 甲裁判所ニ於テ審理中ノモノカ同一ノ事件ニツキ別ニ乙裁判所ニ起訴アリタリ然ルニ乙裁判所カ裁判ヲナサントスルニ當リ甲裁判所ハ既ニ右ノ事件ニツキ公訴不受理ヲ言渡シ且其言渡ノ確定セルコトヲ發見セリ乙裁判所ノナスヘキ手續如何(同上)

四 條件付告訴ノ效力如何(京大、富田助教授)

五 左ノ三者ヲ區別スヘシ(同上)

(イ)當事者能力

(ロ)訴訟能力

(ハ)責任能力

六 某裁判所某被告事件ノ辯論期日ヲ明治四十三年五月六日午前九時ト定メ置キタルモ事務ノ都合ニ依リ同日午後ニ至ルモ辯論ヲ開始スルコトヲ得ス被告事件ノ辯護人他用ヲ果ス爲メ暫時其宅ニ歸ル午後二時ニ至リ裁判所他ノ事務ヲ終リ此事ヲ辯護人ノ宅ニ通セス即刻辯論ヲ開始シ辯護人欠席ノ儘辯論ヲ終結セリ裁判所ノ處置ハ適法ナルヤ(同上)

七 刑事訴訟法ニ於ケル被告人ノ地位如何(同上)

八 左ノ區別ヲ略述ス可シ(同上)

(イ)證據ト徵憑

(ロ) 證憑書類、證憑物件

九 某地方裁判所、甲ハ乙ヲ殺シタリトノ公訴ヲ受理シタルモ裁判所ハ甲ハ乙ヲ殺シタルニアラスシテ只乙ノ身體ヲ傷害シ之ヲ死ニ致シタルニ過キサレモノトシ尙ホ甲ハ其犯行當時心神耗弱ノ状態ニアリタルコトヲ認メ甲ニ對シテハ一年六ヶ月ノ有期懲役ヲ言渡スヲ以テ相當トナシタリ然レトモ更ニ之ヲ審理スルニ甲ノ傷害ト乙ノ死去トノ間ニハ多數ノ日時アリ甲ノ傷害ヨリ十五年ヲ經過セルコト明白ナルモ乙ノ死去後十年ヲ經過シタルヤ否ヤハ不明ナリ裁判所ハ此事件ニ對シ如何ナル判決ヲ言渡ス可キカ(同上)

◎ 商 法

○三十八年度 (法律科政治科)

- 一 社員權得喪ノ事由ハ合名會社及ヒ株式會社ニ付テ各異ル所アリヤ(三回、岡野教授、法、政)
- 二 合名會社ノ代表社員ト株式會社ノ取締役トハ會社ニ對スル關係ニ於テ其性質相同シキヤ(同上)
- 三 支拂人東京ノ住人甲ト記載シ支拂地ヲ記載セスシテ振出シタル爲替手形ヲ甲カ東京日本銀行ニ於テ支拂スト記載シテ之ヲ引受ケタリ日本銀行カ滿期日ニ此手形ヲ讓受ケ甲ニ支拂ヲ請求セスシテ償還ヲ請求シタル際ニ振出人ハ之ニ應スヘキモノナリヤ(四回、松波教授、法、政)
- 四 船長カ航海中ニ船舶所有者ト關係ナキ者ヲ支拂人トシテ小切手ヲ振出シタリ後ニ船舶沈没シタリトセンニ船舶所有者ハ小切手上ノ義務ヲ負フヤ(同上)
- 五 各株(一株ノ金額五十圓)ニ付十五圓ノ拂込ヲ了シ其登記ヲ爲シタル後業務ノ整理ト稱シ之ヲ法定ノ第一回拂込最少額ニ減シ變更ノ登記ヲ爲スガ吾國ノ株式會社ニ其例少カラス其經濟上ノ理由及法律上ノ性質如何(三回、岡野教授、法、政)

六 合名會社々員ノ持分ノ減少ニ對シテ會社債權者ハ異議ヲ述フルコトヲ得ルカ(同上)

○三十九年度 (法律科政治科)

一 運送會社ノ取締役カ保險證券タルコトヲ明告シ同會社ノ監査役ノ手ヲ經テ其運送ヲ會社ニ委託シタリシニ該證券ハ會社ノ使用人ノ過失ニ依リテ到達地ニアラサル地ニ到着シタリ此場合ニ委託者ハ會社ニ對シテ如何ナル權利ヲ有スルカ(三回、松波教授、法、政)

二 左ノ證券ノ所持人カ其證券ヲ喪失シタルトキハ如何ナル方法ニヨリテ自己ノ權利ヲ確保スヘキカ商法ノ規定ト受験者各自ノ立法論ヨリ之ヲ解釋スヘシ(同上)

一、株券 一、質入證券

三 數人相次テ運送ヲ爲ス場合ニ於ケル特別規定如何併セテ其法律的解釋ヲ問フ(四回、岡野教授、法、政)

四 貨物引換證ノ有價證券タル性質ヲ問フ(同上)

五 電車會社カ十一日ニ臨時總會ヲ開キテ利益ノ配當ヲ決議スヘキ旨ヲ通知シ同日總會ヲ開キ翌十二日ニ涉リ其利益ノ一部ヲ值上反對者ニ贈賄スル決議ヲ爲シタリ或取締役ハ其決議ニ對シ異議ヲ述フルモ遂ニ之ヲ決行シタリトセンニ之カ爲メニ

損害ヲ蒙リタル者ハ凡テノ取締役ニ對シテ其賠償ヲ請求スルコトヲ得ルヤ(追三回、松波教授、法、政)

六 商法ニ揚クル定義ヨリシテ問屋及運送取扱人ノ一般商人ニ同シキ點及異ナル點ヲ説明シ次テ問屋ト運送取扱人ノ異ナル點ヲ示セ(同上)

七 裏書連續ノ作用如何、例ヲ舉ケテ明確ニ說述スヘシ(追四回、岡野教授、法、政)

八 貨物引換證ノ效力ヲ問フ(同上)

○四十年年度 (法律科政治科)

一 財産目錄又ハ貸借對照表ニ掲クル財産ノ價格ハ法律上如何ナル效果ヲ有スルカ(三回、岡野教授、法、政)

二 合名會社解散ノ後ニ於ケル持分ノ讓渡ハ有效ナリヤ(同上)

三 商人間ノ行爲ニシテ雙方的商行爲ナルモノ一方的商行爲ナルモノ及商行爲ナラサルモノノ例ヲ揚クヘシ(同上)

四 債權者債務者ヨリ債權ノ擔保トシテ其債權額ヨリ大額ノ約束手形ヲ質入裏書ニ依リテ取得シ債務者カ辨濟ヲ爲サルニヨリ振出人ニ債權額ノ支拂ヲ請求シタリ振出人ハ支拂ヲ爲ス代リニ債權者ノ所持スル一覽拂爲替手形ニ引受ヲナシ債權者之ヲ受諾シタリトセンニ債權ハ更改ニ因リテ消滅スルヤ(四回、松波教授、法、政)

(約束手形ノ振出人ト爲替手形ノ支拂人ハ同一人ニシテ爲替手形ノ金額ハ債權額ト同一ト假定ス)

五 船舶賃借人ハ船舶ヲ委付シテ其責ヲ免ルルコトヲ得ルヤ何レニスルモ其理由ヲ詳説スヘシ(同上)

○四十一年度 (法律科政治科)

六 問屋營業ヲ目的トスル會社ノ取締役カ株主總會ノ決議ニ依リ特定ノ價ニテ物品ヲ買入ル、コトヲ第三者ニ申込ミ(此事定款違反ナリ)第三者ハ申込人カ會社ノ取締役タルコトヲ知ラスシテ之ヲ承諾シタリ此場合ニ會社カ特定ノ價ヨリ高價ニテ買入ヲ爲シ自ラ差額ヲ負擔シタリトセシニ第三者ハ會社及取締役ニ對シ如何ナル權利ヲ有スルヤ(三回、松波教授、法、政)

七 運送人ト倉庫營業者ノ責任ヲ比較論評シ且各自ノ發行スル證券ニ共通ノ性質ヲ説明スヘシ(同上)

八 (イ)株式會社新株ヲ募集シタル場合ニ於テ其ノ應募者ハ何レノ時ヨリ株主權ヲ有スルコトヲ得ルヤ其株金ノ金額ヲ拂込マサル場合ニ於テ舊株主ノ權利ト差異アリヤ(四回、岡野教授、法、政)
(ロ)株主ノ拂込ミタル株金ト會社ノ積立テタル準備金ト其維持利用及使途ニ關ス

ル異同如何

右(イ)(ロ)ノ内何レカ一問ヲ選擇スヘシ

九 手形ノ有價證券トシテ株券ト異ナル所ヲ説明スヘシ(同上)

五 家屋ノ建築及賃貸ヲ目的トスル株式會社(甲)カ住家ノ賃貸ヲ目的トスル合名會社(乙)ヲ合併スル爲メ總會ヲ招集シタルニ出席株主定數ニ滿タサルニ依リ假決議ヲ爲シタリ假決議ノ日ヨリ二週間目ニ第二回ノ總會ヲ開クヘキ通知ヲ發シ其總會ノ日ハ通知ノ日ヨリ一週間目トナシタリキ此總會ニ於テ假決議ヲ認メタリトセンニ甲乙ヲ合併スルコトヲ得ルヤ(追三回、松波教授、法、政)

六 合名會社カ營業用ノモノヲ買受ケタル後會社ノ設立カ取消サレタルニ因リ其物ヲ受取ルコトヲ拒ミタル場合ニ賣主ハ如何ナル權利ヲ有スルヤ(同上)

七 株式會社ヲ以テ純然タル資本團體トスルノ根據如何商法ノ規定スル處ヲ揚ケテ之ヲ説明スヘシ(追四回、岡野教授、法、政)

八 免責證券ノ意義及其有價證券ト相關スル處如何ヲ述フヘシ(同上)

○四十二年度 (法律科政治科)

一 (A)株主總會ノ決議ハ如何ナル限界ニ於テ他ノ機關及株主ヲ拘束スルノ效力ヲ有スルヤ(三回岡野教授、法、政)

(B)株式會社ハ資本ヲ以テ其ノ中樞トスル所以ヲ説明スヘシ(三回、岡野教授、法、政)

二 (A)二人ノ社員ヲ以テ成ル合名會社ニ於テ其一人ヲ除名スルコトヲ得ルヤ
(B)合名會社々員ノ出資ト持分トノ異同ヲ説明スヘシ(同上)

右各問(A)(B)ノ孰レカヲ選ヒテ説明スヘシ

三 船舶所有者ノ責任制限ニ關スル我商法ノ規定ヲ略述シ其主義ヲ詳細ニ論評スヘシ(四回、松波教授、法、政)

四 平行線内ニ特定銀行ノ商號ヲ記載セル小切手ノ被裏書人カ支拂ヲ請求シタルニ支拂人ハ其請求者ノ眞ナルコトヲ確メタル上ニテ支拂ヲ爲セリ其支拂ハ有效ナリヤ(同上)

五 株式ニ因テ得ル資金ト社債ニ因テ得ル資金ト法律上及經濟上ノ作用ニ於テ異ナル所アリヤ

株主及社債權者ノ有スル權利ヲモ參考シテ説明スヘシ(追、三回、岡野教授、法、政)
六 會社解散ノ觀念如何併セテ其法律的效果ノ大體ヲ叙スヘシ(同上)

手形ノ參加引受人又ハ參加支拂人ト爲リ得ル者及ヒ爲リ得サル者ヲ詳細ニ説明セヨ(追四回、松波教授、法、政)

七 二通ノ船荷證券中一通ヲ紛失シタル場合ニ船舶カ陸揚港ニ到達セサルトキハ如何

何ニシテ積荷ヲ受取ルコトヲ得ルヤ(同上)

八 商業登記ノ效力(京大一部、毛戸教授)

九 株式會社ノ資本減少ノ方法ヲ論スヘシ(同上)

一〇 甲會社ノ株主總會カ取締役ヲ選任スルニ當リ乙名望家ニ其選任ヲ委託シ乙ハ丙ヲ選任セリト謂フ其效力如何(同上)

一一 爲替手形ニ預備支拂人ヲ記載シタル效力如何(同二部、同上)

一二 甲ナル者乙ヲ受取人トシ某銀行ヲ支拂ノ場所トシテ約束手形ヲ振出シ乙ハ之ヲ丙ニ裏書セリ丙ハ滿期日ニ至リ支拂ノ場所ニ於テ支拂ヲ求メタルモ拒絕セラレタリ仍テ公證人ニ依頼シ甲ノ營業所ニ於テ拒絕證書ヲ作成セシメタリ丙ハ乙ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ルカ(同上)

一三 某其住家ヲ火災保險ニ附シタリ然ルニ其家屋ハ下婢ノ重大ナル過失ニ因リテ燒失セリト謂フ保險者ハ損害ノ填補ヲ爲スコトヲ要スルカ(同上)

一四 船舶所有者カ委付ニ因リテ其責ヲ免ルルコトヲ得ル債務ノ範圍ヲ論スヘシ(同上)

一五 商業使用人ト代理商トノ異同ヲ述フヘシ(同一部、同上)

一六 合名會社ノ退社員ノ責任如何(同上)

一七 優先株トハ如何(同上)

○四十三年度 (法律科政治科)

八

- 一 代理商カ本人ノ爲メニナシタル物品ノ買入レト問屋カ委託者ノ爲メニナシタル物品ノ買入トハ其效力ニ如何ナル差異アルヤ(三回松本助教、法、政)
- 二 倉庫證券ノ物權的效力ヲ論スヘシ(同上)
- 三 取次仲立及代理ノ別ヲ明ニスヘシ(四回同上)
- 四 倉庫證券ノ活動ノ大體ヲ叙スヘシ(同上)
- 五 手形ト株券ト其有價證券タル性質ニ於テ如何ナル差異アルカ(同上)
- 六 手形法ニ所謂外觀的解釋ノ原則トハ何ソヤ例ヲ舉テ其適用ヲ示スヘシ(同上)
- 七 支配人カ主人ノ承諾ナクシテ會社ノ無限責任社員ト爲リタルトキハ主人ハ如何ナル救濟權ヲ有スルカ(京大一部、毛戸教授)
- 八 合名會社ノ有限責任社員ノ責任ヲ論スヘシ(同上)
- 九 取締役ノ第三者ニ對スル責任ヲ論スヘシ(同上)
- 一〇 株式會社ノ資本減少ノ手續ヲ述フヘシ(同上)
以上四問中三問ヲ選ヒテ答フヘシ
- 一一 支拂擔當者ト支拂場所トノ別ヲ論スヘシ(同二部、同上)
- 一二 約束手形ノ償還請求ノ手續ヲ述フヘシ(同上)

- 一三 船舶所有者ノ運送契約上ノ責任ヲ輕減スル特約ノ效力如何(同上)
- 一四 火災保險ニ付シタル家屋地震ニ因リテ崩壊シ之カ爲メ火災ヲ惹起シテ燒失セリト云フ保險會社ハ保險金ヲ支拂フコトヲ要セサルカ(同上)
以上四問中三問ヲ選ンテ答フヘシ
- 一五 某會社支配人其私用ニ供スル爲メ會社ノ名義ヲ以テ某銀行ヨリ金錢ヲ借り入レタリ銀行ハ會社ニ對シテ返金ノ請求ヲ爲スコトヲ得ルヤ(同上)
- 一六 株式會社ノ法定準備金ヲ論スヘシ(同上)
- 一七 荷受人ノ運送契約上ノ地位如何(同上)

●破産法

○三十八年度 (法律料)

- 一 別除權、財團債權、及ヒ取戻權ノ三者區別ノ要點ヲ問フ(四回、加藤教授)
- 二 破産法上ノ相殺權ノ特質如何(同上)
- 三 破産債權ハ如何ニシテ確定スルカ(同上)
- 四 支拂停止トハ何ソヤ(追四回、加藤教授)
- 五 破産宣告前ノ辨濟力債務者ノ破産ニ依リテ否認セラレタル場合ニ於テ其債權ニ存セル質物ハ辨濟ノ際既ニ之ヲ債務者ニ返還シ債務者他ニ之ヲ賣却シ終レルモノナルトキハ債權者ニ對シテ破産手續上如何ナル救済アルカ(同上)
- 六 破産債權ノ確定ニ對スル破産者ノ異議ノ效果ヲ問フ(同上)

○三十九年度 (法律料)

- 一 手形ノ主タル債務者カ破産シタル場合ニ於ケル手形所持人ノ權利如何(四回、加藤教授)
- 二 破産財團カ破産手續ノ費用タモ償フコト能ハサル場合ニ於テ裁判所ノ處分如何

三十八年 三十九年 破産法

(同上)

- 三 破産法ト他ノ法律トノ關係ヲ叙セヨ(同上)
- 四 取引所ノ相場アル商品ノ賣買契約當事者カ其ノ契約ノ履行前破産セル場合ニ於テ其ノ當事者間ノ權利義務ハ如何ニ之ヲ定ムヘキヤ(追四回、同上)
- 五 債權届出期後遅レテ届出タル債權者ハ如何ナル不利益アリヤ(同上)
- 六 過怠破産ニ共犯アリヤ(同上)

○四十年 度 (法律科)

- 一 破産債權者相互ノ關係ヲ論スヘシ(四回、加藤教授)
- 二 破産宣告ノ國際的效力ニ關スル諸主義ヲ論評スヘシ(同上)
- 三 破産債權確定ノ異議ニ關スル現行訴訟手續ノ概要ヲ説明スヘシ(同上)

○四十一年 度 (法律科)

- 一 作為不作爲ヲ目的トスル債權ノ破産手續上ノ效力如何(四回、加藤教授)
- 二 破産手續ト普通民事訴訟手續トノ重要ナル差異ヲ問フ(同上)
- 三 強制和議(協諾契約)ト支拂猶豫トノ異同ヲ問フ(同上)
- 四 破産財團ノ範圍ヲ問フ(追四回、同上)

五 破産者ノ身上ニ對スル保全處分ヲ問フ(同上)

六 破産債權確定ノ訴訟手續ヲ問フ(同上)

○四十二年 度 (法律科)

- 一 多數當事者ノ債權ノ破産手續上ニ於ケル效力ヲ説明スヘシ(四回、同上)
- 二 破産宣告後ニ於ケル破産者ノ行爲ノ效力ヲ問フ(同上)
- 三 破産管財人ノ地位ヲ論スヘシ(同上)
- 四 破産事件ノ性質ヲ論スヘシ(追四回、同上)
- 五 隔地取引ニ於ケル賣主ノ取戻權トハ何ソ(同上)
- 六 復權ノ手續ヲ問フ(同上)
- 七 破産債務者破産債權者及ヒ破産管財人ノ法律上ノ地位ヲ論シ三者及相互間ノ關係ヲ明カニセヨ(京大、雉本教授)
- 八 破産財團ヲ構成スヘキ財産ニ關スル立法主義ヲ説明シ其結果ノ異同ヲ明カニセヨ(同上)

○四十三年 度 (法律科)

- 一 合資會社ノ有限責任社員ノ破産セル場合ニ於テ會社債權者ニ對スル其責任如何

四十年 度 四十一年 度 四十二年 度 四十三年 度 破産法

- (四回、加藤教授)
- 二 雙務契約ニ對ス破産宣告ノ效力如何其原則ヲ説明スヘシ(同上)
- 三 破産事件ノ土地及事物ノ管轄ヲ説明スヘシ(同上)
- 四 破産債務者ノ法律上ノ地位ヲ問フ(京大、雉本教授)
- 五 破産債務者別除權者財團債權者トハ何ソ其區別ヲ明カニスヘシ(同上)

●國際公法

○三十八年度 (法律科政治科)

- 一 勸告、居中調停、列國議會、仲裁裁判及干涉ノ何タルモノカラ略言シ其相似タルモノニ付キラハ之レカ區別ヲ明ニスヘシ(二回、寺尾教授、法、政)
- 二 自衛權ノ作用如何(同上)
- 三 二十四時間規則ヲ説明スヘシ(三回、高橋教授、法、政)
- 四 鹵獲ヲ論ス(同上)
- 五 非常徵用權ヲ論ス(同上)
- 六 國家カ條約ヲ遵守スル原理如何(二回、寺尾教授、法、政)
- 七 條約ノ批准ハ如何ナル場合ニ於テ之ヲ拒ムコトヲ得ルヤ(同上)
- 八 今回日露間ニ締結セラレタリト稱スル媾和條約ノ如キハ其ノ批准ヲ拒ムベキ道アリヤ否ヤ(同上)
- 九 戰時ニ於テ拿捕シ得ベキ船舶ヲ列舉セヨ(三回、高橋教授、法、政)
- 一〇 赤十字條約ノ原則ヲ海戰ニ適用スル條約ヲ論評スヘシ(同上)

○三十九年度 (法律科政治科)

- 一 自國領海内ノ外國商船ニ對スル國家獨立權ノ作用ヲ論ス(二回、高橋教授、法、政)
- 二 戰爭ハ如何ナル場合ニ正當ナリヤ(三回、寺尾教授、法、政)
- 三 占領地ノ財産ニ對スル軍衛ノ權利如何(同上)
- 四 仲裁裁判ノ種類如何(同上)
- 五 蘇西運河條約ト中央亞米利加運河開鑿ニ關スル條約ヲ比較論評セヨ(一回、高橋教授、法、政)
- 六 ヌロリン號事件ヲ述ヘテ自衛權ノ法理ヲ説明セヨ(同上)
- 七 外交使節ノ階級ヲ問フ(同上)
- 八 但シ英佛獨原語ノ一ヲ記入セヨ(同上)
- 八 人ニ對スル開戰ノ效果如何(三回、寺尾教授、法、政)
- 九 封鎖ハ如何ナル場處ニ對シテ之ヲ行フコトヲ得ルカ(同上)
- 一〇 中立國ノ領土又ハ領海内ニ於テ戰爭行爲ヲナスコトヲ得ル場合アリヤ(同上)

○四十年年度 (法律科政治科)

- 一 如何ナル場合ニ於テ國家ハ外國及米國臣民ニ對シテ賠償ノ責任ヲ有スルカ(二回、寺尾教授、法、政)
 - 二 外交官ト領事官トノ異同ノ要點ヲ舉ケヨ(同上)
 - 三 日露戰爭ノ際露兵カ支那服ヲ着シテ我軍ヲ襲撃セルコトヲ評ス(三回、高橋教授、法、政)
 - 四 戰時禁制品輸送ニ對スル制裁ト封鎖犯ニ對スル制裁トヲ比較説明セヨ(同上)
 - 五 捕獲法規ノ沿革ヲ述ヘテ私有財産ノ拿捕免除ニ論及ス可シ(同上)
- 右三問題ノ一ヲ撰ンテ答フヘシ

○四十一年年度 (法律科政治科)

- 一 内治事項ニ關スル干涉ヲ論ス(二回、立教授、法、政)
- 二 如何ナル内海カ國家ノ所域ナルカヲ説キ瀬戸内海ノ地位ヲ論スヘシ(同上)
- 三 俘虜終了ノ方法如何(寺尾教授、法、政)
- 四 封鎖ノ要件如何(同上)
- 五 沿岸領海ノ範圍ニ付キ簡單ニ論述スヘシ(二回、立教授、法、政)
- 六 平時ニ於テ一國ノ軍艦ハ公海ニ在ル外國ノ船舶ヲ臨檢若クハ拿捕シ得ヘキ乎若シ之ヲ爲シ得ルコトアリトセハ其ノ場合ヲ列舉セヨ(同上)

○四十二年度 (法律科政治科)

- 一 永世中立國ノ地位及其擔保國ノ義務如何(二回、寺尾教授、法、政)
- 二 商船内ノ犯罪ハ何レノ法權ニ屬スルカ(同上)
- 三 外交官ノ不可侵權トハ何ソ(三回、高橋教授、法、政)
- 四 戦規ト戦數トヲ論セヨ(同上)
- 五 間諜トハ何ソヤ(同上)
- 六 國際地役ヲ論ス(二回、寺尾教授、法、政)
- 七 商船内ノ犯罪管轄ヲ論ス(同上)
- 八 國際地役トハ何ソ(三回、高橋教授、法、政)
- 九 徵發ト鹵獲トノ區別ヲ問フ(同上)
- 一〇 外國使臣ニシテ駐劄國政府ニ對シ國事犯ノ罪迹アリタルトキ該政府ハ之ヲ逮捕シ得ルヤ(京大)
- 一一 黒海及ヒ其海峡ニ關シテ如何ナル規約アリヤ(同上)
- 一二 戦時課金ハ如何ナル名義ヲ以テ徵收シ得ルヤ(同上)
- 一三 時効ニ因リテ如何ナル場合ニ國土ヲ取得スルヤ(同上)
- 一四 領事裁判ニ在リテ民事及ヒ商事ニ孰レノ國ノ法律ヲ適用スヘキヤ(同上)

○四十三年度 (法律科政治科)

- 一 戦時トハ何ソ(二回、寺尾教授、法、政、經)
- 二 一八九九年第一平和會議決議ノ内容如何(同上)
- 三 「グロチウス」ハ如何ニシテ國際法ヲ創設セシヤ(同上)
- 四 領土割讓ヲ論セヨ(同上)
- 五 モンロー主義ヲ論ス(同上)
- 六 國際會議ハ國際機關ノ性質アリヤ如何(京大、千賀教授)
- 七 國際公法ノ定義ノ中ニ交戦主體ヲ特書スルコトヲ要セサル理由ヲ説明セヨ(同上)
- 八 領事裁判ノ行ハル、所ニハ領事ニ警察權アリヤ(同上)
- 九 外國ノ所有海ニ於テ官有船ハ軍艦ノ如ク治外法權ヲ享有スルヤ(同上)
- 一〇 交戦國ノ軍艦ニシテ中立國ノ港ニ入ル時其中立國政府ハ如何ニ之ヲ處分スヘキヤ(同上)
- 一一 封鎖犯ハ如何ナル事實ニ據リテ成立スルモノト認ムヘキヤ(同上)

●國際私法

○三十八年度 (法律科政治科)

- 一 左ノ意義ヲ問フ(四回、山田教授、法、政)
 - (一) 準據法
 - (二) 本國法
 - (三) 所在地法
 - (四) 反致法
- 二 (a) 內國領海ニ於ケル内外商船ノ衝突ヨリ發生スル債權ハ何レノ法律ニ依リテ之ヲ定ムヘキカ(同上)
- (b) 若シ公海ニ於テ發生シタルトキハ如何
- 三 本國ニ於テ法人格ナキ外國會社ハ我國ニ於テ法人ト看做スヘキヤ否ヤ(同上)
- 四 外國人カ日本人ノ相續人トナリタルトキハ如何ナル點ニ於テ內國人カ相續人タル場合ト異ナルヤ(同上)

○三十九年度 (法律科政治科)

- 一 外國人ハ我カ領海ニ於テ漁業權ヲ享有スルコトヲ得ヘキカ(四回、山田教授、法、政)
- 二 在清國日ニ專管居留地ニ於テ日本人カ清國人ト共ニ日本商法ノ規定ニ準據シテ

設立シタル會社ハ内國會社ナルカ(同上)

三 相續人ナキ外國人ノ遺産ハ何レノ國庫ニ歸屬スヘキカ(同上)

四 手形行爲ノ要件ハ何レノ法律ニ依リテ之ヲ定ムヘキカ(同上)

五 日本人某カ英國ニ於テ日本商法ノ規定ニ從ヒ在日本英人某宛テ振出シタル手形ハ有效ナリヤ否ヤ(同上)

六 婚姻成立ノ要件ハ何レノ法律ニ依リテ之ヲ定ムヘキカ(同上)

○四十年 度 (法律科政治科)

一 我國ノ沿岸ニ於テ座礁シタル外國商船ノ貨物ヲ救助シタルモノノ債權ハ何レノ法律ニ依リテ之ヲ定ムヘキカ(四回、山教授、法、政)

二 日本商法規定ニ從ヒ内國ニ於テ設立シタル會社カ若シ其本店ヲ我カ租借地ニ移轉シアルトキハ其會社ノ國籍ニ變更ヲ來スヘキヤ(同上)

三 我法令ノ規定ニ依リテ米國政府カ所謂寫眞婚姻ヲ非認スルノ當否ヲ論評セヨ(同上)

○四十一年 度 (法律科政治科)

一 我邦ニ居住スル日本女子アリ在米日本男子ト結婚ヲ爲シ我民法ノ規定ニ從ヒ其

方式ヲ履行セリ然ルニ其者ノ渡米ニ際シ米國ニ於テハ其方式ノ效力ヲ否認スト云フ我法例ノ原則上其當否ヲ說明セヨ(四回、山田教授、法、政)

二 内國手形ト外國手形トノ區別ヲ說明シ其準據法ヲ論定セヨ(同上)

三 物權ノ取得時効ノ準據法ヲ說明セヨ(追四回、同上)

四 船荷證券ニ因ル債權ノ效力ハ何レノ法律ニ依リテ之ヲ定ムヘキカ(同上)

○四十二年 度 (法律科政治科)

一 現行法上外國人ノ權利享有ニ關スル制限ノ大要ヲ述ヘヨ(四回、山田教授、法、政)

二 物權ヲ處分スル法律行爲ノ方式ハ何レノ法律ニ依リテ之ヲ定ムヘキカ(同上)

三 船舶ニヨル不法行爲ヨリ發生スル債權ハ何レノ法律ニ依リテ之ヲ定ムヘキカ(同上)

四 國際私法ノ基礎トシテ既得權保護說ヲ論評セヨ(追四回、同上)

五 船舶ニ關スル法律關係ニシテ所在地法ニ依ルヘキモノアルカ(同上)

六 消滅時効ハ何レノ法律ニ依リテ之ヲ定ムヘキカ(同上)

七 人ノ能力ニ關スル我法例ノ規定ヲ論評スヘシ(京大、跡部教授)

八 占有ノ訴ノ依ルヘキ法律如何(同上)

九 外國人ノ離婚事件ノ裁判管轄ヲ說明セヨ(同上)

○四十三年度 (法律科政治科)

- 一 我國ニ於テ土地所有權ヲ享有スルコトヲ得サル外國人カ土地ヲ所有セル外國人ノ相續人トナリタルトキハ如何(四回、山田教授、法、政)
- 二 法律行為ノ準據法ニ關スル當事者ノ自由意思ト手形法ノ強行的規定トノ關係ヲ述ヘヨ(同上)
- 三 反致ヲ認ムルノ可否ヲ論シ併セテ我法例ノ規定ヲ説明スヘシ(京大、跡部教授)
- 四 日本ノ國籍ヲ喪失シタル者ハ同時ニ日本人ニ對スル相續權ヲ失フヤ(同上)
- 五 使者ニ依ル契約ノ從フヘキ法律如何(同上)

●法理學

○三十八年度 (法律科政治科)

- 一 法律學史ニ於ケル「クロシユース」ノ位置ヲ論評スヘシ(四回、穗積陳重教授、法、政)
- 二 法ノ本質ニ關スル民族心意說ヲ解説論評スヘシ(同上)
- 三 利益主義ノ權利說ヲ論評シ我國ノ法律ニ於ケル信托權利ノ性質ニ論及スヘシ(同上)

○三十九年度 (法律科政治科)

- 一 自然法學派ト歴史派トヲ對比論評スヘシ(四回、穗積八束教授、法、政)
 - 二 法ノ本質ニ關スル民族心意說ヲ批評スヘシ(同上)
 - 三 社會ノ發展ト權利觀念ノ發達トノ關係ヲ論スヘシ(同上)
- 以上三問ノ内二問ヲ擇フヘシ

○四十年度 (法律科政治科)

三十八年 三十九年 四十年 法理學

- 一 自然法説カ歐洲ノ歴史ニ及ホセル影響ヲ論スヘシ(四回、穂積陳重教授、法、政)
- 二 法ハ民約ナリトノ説ヲ略述シテ之ヲ論評スヘシ(同上)
- 三 權利ハ自由ナリトノ説ヲ略述シテ之ヲ論評スヘシ(同上)

○四十一年度 (法律科政治科)

- 一 ストリア哲學ト自然法學説トノ關係ヲ論スヘシ(四回、穂積陳重教授、法、政)
- 二 法ハ團體主權ノ命令ナリトノ説ヲ論評スヘシ(同上)
- 三 權利ニ關スル利益説ト意思説トヲ對比論評スヘシ(同上)
- 四 グロシユス、ホツプスノ社會契約説ヲ對比論評スヘシ(同上)
- 五 法ハ神意ノ間接啓示ナリトノ説ヲ叙述スヘシ(同上)

○四十二年度 (法律科政治科)

- 一 甲、佛身論中ニ於ケル人格ノ法理ヲ説明スヘシ(四回、笈教授、法、政)
- 乙、法律上ノ人格者ノ實在ヲ説明スヘシ(同上)
- 二 甲、臨濟四科簡中ニ存スル法理ノ基礎觀念ヲ説明スヘシ(同上)
- 乙、法理研究上ニ於ケル主觀々念論客觀々念論及ヒ實證論ノ地位ヲ説明スヘシ(同上)

- 三 甲、佛教無明論ノ法理研究ニ於ケル價值ヲ略論ス(追四回、笈教授、法、政)
- 乙、因果律ノ性質及制限ヲ略論ス

右ノ内一問題選擇

- 四 人格者ト物トノ異同及關係ヲ略論ス(同上)
- 五 三權分立説ノ由來及其價值ヲ問フ(京大、織田教授)
- 六 法律ハ發達物ニシテ製作物ニアラストハ何ヲ意味スルカ及其當否如何(同上)
- 七 法律ト道德トノ關係如何(同上)
- 八 法律ノ目的ヲ推究スヘシ(同上)

○四十三年度 (法律科政治科)

- 一 甲、大乘佛身論中ニ於ケル人格ノ法理ヲ辯明ス(四回、笈教授、法、政)
 - 乙、國家ト人民トノ一體不離ノ關係ヲ略論ス
 - 二 甲、臨濟四科棟中ニ於ケル法理上ノ基礎觀念ヲ略説ス(同上)
 - 乙、法理研究上ヨリ主觀々念論及實證論ノ特色及關係ヲ略説ス(同上)
- 右二問中甲乙ノ一ヲ撰擇シ併セテ二問ヲ答フヘシ
- 三 東洋ニ於テ法律學カ發達セサリシ所以ヲ説明スヘシ(京大、仁保教授)
 - 四 法律ノ發生ニ關シ自然法學派ト歴史法學派トノ根本的見解ノ差違ヲ摘示シ併セ

- テ之(各見解ノ當否)ヲ論評スヘシ(同上)
- 五 今日所謂國際法ハ法律ナリヤ否ヤ法律ノ定義ニ照シテ之ヲ解決スヘシ(同上)
- 六 公法ト私法ノ區別ヲ否認スル學說ヲ論評スヘシ(同上)

●法制史

○三十八年度 (法律科政治科)

- 一 古代ニ於ケル族制ト兵制トノ關係如何(二回、宮崎教授、法、政)
- 二 出擧ノ制度如何(同上)
- 三 令ニ規定セル土地ノ制度如何(同上)
- 四 孝德帝時代ニ於ケル税法如何(追二回、同上)
- 五 令ニ規定セル階級制度如何(同上)
- 六 律令格式ノ區別如何(同上)

○三十九年度 (法律科政治科)

- 一 天津罪、國津罪トハ何ソ(二回、宮崎教授、法、政)
- 二 格ノ性質如何(同上)
- 三 離婚ニ關スル令ノ規定如何(同上)
- 四 「カバネ」(姓)ノ名義ニ關スル諸說如何(同上)
- 五 天ツ罪國ツ罪トハ何ソヤ(同上)

- 六 賣買ニ關スル令ノ規定如何(同上)
- 七 賤民ニ關スル令ノ規定如何(同上)

○四十年年度 (法律科政治科)

- 一 律令格式差別如何(二回、宮崎教授、法、政)
- 二 令ノ實施ノ困難ナリシ事情如何(同上)
- 三 「ミコトノリ」トイフ言葉ノ本義如何(同上)

○四十一年年度 (法律科政治科)

- 一 アガタ(縣)トイフ名稱ノ意義ニ關スル諸説如何(二回、宮崎教授、法、政)
- 二 賤民ニ關スル令ノ制度如何(同上)
- 三 訴訟手續ニ關スル令ノ規定如何(同上)
- 四 「クガタチ」トハ何ソヤ(同上)
- 五 「イラシ」トハ何ソヤ(同上)
- 六 令ニ規定セル土地ノ制度如何(同上)
- 七 國造ト稻置トノ關係如何(同上)

○四十二年年度 (法律科政治科)

- 一 カバネ(姓)トハ何ソヤ(二回、宮崎教授、法、政)
- 二 出舉ノ制度如何(同上)
- 三 養子ニ關スル令ノ規定如何(同上)
- 四 出舉ノ制度如何(追、同上)
- 五 格ト律令トノ關係如何(同上)
- 六 離婚ニ關スル令ノ規定如何(同上)
- 七 大寶令ノ戸主權(京大、池邊講師)
- 八 相續法沿革(同上)
- 九 賤民ニ關スル制度(同上)
- 一〇 養子法(同上)
- 一一 大寶令ニ官八省組織ノ概略(同上)
- 一二 古代ノ氏族ト今ノ苗字同上(十一、十二ハ選擇)
- 一三 大寶令ノ親族範圍ハ如何ニシテ制定セシカ其法律上ノ效果如何(同上)
- 一四 大寶令ノ婚姻法概略(同上)
- 一五 武家時代ノ總領法ヲ問フ(同上)

- 一六 大政大臣ハ有職ノ官ナリヤ如何(同上)
- 一七 徳川百ヶ條ハ如何ニシテ成リシカ(同上)
- 一八 婦女權ノ沿革ヲ叙シテ一期分讓狀ノコトヲ論ス(同上)

○四十三年度 (法律科政治科)

- 一 律令格式トハ何ソ(宮崎教授、法、政)
- 二 出舉トハ何ソ(同上)
- 三 奇曲トハ何ソ(同上)
- 四 律令格式書編纂ノ次第ヲ叙述セヨ(京大、池邊講師)
- 五 刑部制ノ官制ヲ問フ(同上)
- 六 徳川時代ノ裁判ノ主旨如何(同上)
- 七 貞永式目ハ如何ニシテ成リシカ(同上)
- 八 徳川時代ノ評定所ノ組織(同上)
- 九 徳川幕府ノ重ナル法典ヲ舉ケテ其編纂ノ主旨ヲ論セヨ(同上)
- 一〇 侍所問注所ノ職掌ヲ問フ(同上)
- 一一 大寶令ノ教育制度(同上)
- 一二 大寶令ノ戸主家族ノ關係(同上)

一三 氏族沿革(同上)

●羅馬法

○二十八年年度 (法律科)

- 一 *Litis contestatis* トハ何ゾ(一回、戸水教授法)
- 二 訴訟ノ方式トハ何ゾ(同上)
- 三 *Novatio* ニ關スル原理ヲ説明ス可シ(同上)
- 四 *Datio in solutum* ニ關スル原理ヲ説明ス可シ(同上)
- 五 *Servitutes praediorum urbanorum* トハ何ゾ(同上)
- 六 *Justinian* ノ法典トハ何ゾヤ(同上)
- 七 羅馬法ト英國法律トノ關係ヲ説明スベシ(同上)

○二十九年年度 (法律科)

- 一 左ノ文字ヲ説明スベシ(一回、戸水教授法)
datio in solutum, obligatio, dare, facere, praestare, colonus.
- 二 ローマ法ノ所有權ヲ説明ス可シ(同上)
- 三 *usufructus* トハ何ゾ(同上)

三十八年 三十九年 四十年 四十一年 四十二年 四十三年 羅馬法

- 四 emphyteusis トハ何ゾ(同上)
- 五 bologna トハ何ゾ(同上)
- 六 caput トハ何ゾ(同上)
- 七 Bologna ノ學派トハ何ゾ(追、一回、同上)
- 八 tutor ト creator トノ別ヲ説明ス可シ(同上)
- 九 donatio propter nuptias ヲ説明ス可シ(同上)
- 一〇 specification ヲ説明ス可シ(同上)
- 一一 pactum トハ何ゾ(同上)
- 一二 commodatum トハ何ゾ(同上)

○四十年度 (法律科)

- 一 tempus トハ何ゾ(一回、戸水教授)
- 二 actio formula トハ何ゾ(同上)
- 三 usucapio トハ何ゾ(同上)
- 四 specificatio ニ關スル原則ヲ説明ス可シ(同上)
- 五 culpa ニ關スル原則ヲ説明ス可シ(同上)
- 六 ulpianus トハ何ゾ(同上)

○四十一年度 (法律科)

- 一 羅馬ニ於テ法律學ノ盛最ナリシハ何時頃ナリヤ(一回、戸水教授法)
- 二 占有ノ意思ニ關スル客觀說ヲ説明スベシ(同上)
- 三 無名契約トハ何ゾ(同上)
- 四 Stipulatio トハ何ゾヤ(同上)
- 五 pactum de non petendo トハ何ゾヤ(同上)
- 六 訴訟ノ formula トハ何ゾヤ(同上)
- 七 culpa ニ關スル原則ヲ説明ス可シ(追一回、同上)
- 八 Caput トハ何ゾヤ(同上)
- 九 羅馬法ノ所有權ヲ説明ス可シ(同上)
- 一〇 Tempus utile トハ何ゾヤ(同上)
- 一一 羅馬法ニ於ケル契約ノ類別ヲ説明ス可シ(同上)

○四十二年度 (法律科)

- 一 interdictum uti possidetis トハ何ゾ(一回、戸水教授法)
- 二 羅馬法ニ於ケル契約ノ性質ヲ説明ス可シ(同上)

三十八年 三十九年 四十年 四十一年 四十二年 四十三年 羅馬法

- 三 占有ノ意思ニ關スル客觀說ヲ説明ス可シ(同上)
- 四 *Fidelicommissa* トハ何ゾ(同上)
- 五 *interdictum uti possidetis* トハ何ゾ(追一回、同上)
- 六 *novatio* ニ關スル原理ヲ説明ス可シ(同上)
- 七 *naturalis possessio* トハ何ゾ(同上)
- 八 遺言ノ制度ト養子トノ關係ヲ説明セヨ(同上)
- 九 *Justinian* 法典ハ如何ナル部分ヨリ成立セシヤ(同上)
- 一〇 正義ト法ノ關係ヲ論セヨ(京大、春木教授)
- 一一 債權者中羅馬法ト我民法ト異リタル重要ノ規定ヲ述フヘシ(同上)
- 一二 *Florentia* トハ何ゾヤ(同上)
- 一三 法律行為ト意思表示ノ關係ヲ明カニ *specificatio* ノ何タルヤヲ論スベシ(同上)
- 一四 甲者ト乙者所有ノ池月ト名付クル特定ノ馬ヲ金百圓ニテ買ハンコトヲ乙者ニ對シテ申込ミタリ其後甲者ハ其所有ノ磨墨ト名付クル特定ノ馬ヲ金八十圓ニテ買ハントノ申込ミヲ丙者ヨリ受ク甲者ハ自己ノ乙者ニ對スル申込ノ承諾ヲ受クレハ賣ルヘントノ答ヲ丙者ニ與フ丙者之ヲ諾セリ其翌日磨墨雷火ニ罹リテ滅ス乙者ハ磨墨ノ斃レタルコトヲ聞キ池月ヲ贈與センコトヲ甲ニ對シテ申込ミタリ甲者ハ直チニ之レヲ受諾シ且丙者ニ對シテ磨墨ノ代金ヲ請求ス甲者ノ請求ハ正當ナリヤ否ヤ

理由ヲ具シテ答フヘシ(同上)

- 一五 相續財産ノ價格金一萬圓ナリ *legatum* ノ價格ハ金二萬圓ナリ相續人ト指定サレタル者ハ斯ノ如キ場合ニハ如何ナル處置ニ爲シ得ヘキヤ(同上)
- 一六 *crimen abitus* トハ何ゾヤ *actio Furti* (同上)

○四十二年 度 (法律科)

- 一 *Emblemata Triboniani* トハ何ゾ(春木教授、法)
- 二 法律行為ト意思表示トノ關係ヲ説キ且ツ左ノ事實ハ法律行為ナルカ否カラ論ゼヨ(同上)
 - (イ) 住所ノ設定
 - (ロ) *occupatio*
 - (ハ) 契約ノ申込
 - (ニ) *negotiorum gestio*
- 三 甲者乙者ニ丙者所有ノ池月(馬名)ヲ金五百圓ニテ賣ル事ヲ契約シタリ翌日池月丙者ノ廐ニ於テ急病ノ爲メ斃ル甲者ハ代金ヲ請求シ得ベキカ(同上)
- 四 *beneficium inventarii* 制ノ大要ヲ述フヘシ(同上)
 - 一 甲者乙者ノ特定ノ柱掛時計ヲ賣リタリ甲者ハ乙者ニ代金ト引換ニ時計ヲ引渡シ

タリ然レトモ未ダ時計ノ鍵ヲ渡サ、リシニ某夜中甲者ノ家宅内ニ盜賊忍入り甲者
カ該時計ノ鍵ヲ入レ置キタル小箱ヲ奪ヒ去リタリ何人カ盜賊ニ對シテ *rei vindicatio*
ヲ有スルカ(京大、春木教授)

二 我民法第三百九十九條ニ對スル羅馬法ノ規定ヲ示メシ併セテ第三百九十九條ノ
實益ノ有無ヲ論セヨ(第三百九十九條債權ハ金錢ニ見積ルコトヲ得サルモノト雖モ
之ヲ以テ其目的ト爲スコトヲ得(同上))

三 羅馬法ハ絶對ニ第三者ノ爲メニスル契約ヲ無効トセシカ否カヲ説キ且「第三者」
ノ範圍ヲ詳論セヨ

四 *Legatum* ト我民法上ノ遺贈トノ效果ニ差異アルカ(同上)

五 一千八百十六年 *gains* ノ *Institutiones* ノ發見ハ特ニ如何ナル點ニ於テ羅馬法學前
ヲ裨益シタルカ(同上)

六 甲者乙者ノ求メニ應シテ乙者ノ所有ノ池月(馬名)ヲ預ルコトヲ諾シ之ヲ自己ノ
厩ニ繋留セリ某夜池月盜ミ取ラレタリ甲者乙者何レカ *Actiofurti* ヲ有スルカ(同上)

七 *Transactio* ノ性質ヲ説キ併セテ *actio praescriptis verbis* ニ付キ知ル所ヲ記セ
(同上)

八 甲者散步ノ途次當時不在ナリシ其友人乙者ノ家正ニ火災ニ罹ラントスルヲ見直
チニ之ニ入りテ家具ヲ道路ニ抛ケ出シタリ甲者ハ之ニ依リテ生シタル損害ヲ賠償

スルコトヲ要スルカ(同上)

●比較法制史

○三十八年度 (法律科政治科)

- 一 封建制度ノ獨佛兩國ノ政治組織ニ及ボシタル影響ヲ比較シテ其異同ヲ辯セヨ(一回、美濃部教授、法、政)
- 二 佛國中世ノ等族會議 (Etats-Generaux) ノ性質組織及ビ權限ノ近世立憲國ノ議會ト異ナル特徴ヲ論ズベシ(同上)
- 三 千八百六十七年ノ前後ニ於ケル獨乙ノ政治組織ノ差異ヲ説明スベシ(同上)
- 四 左ノ語ノ意義ヲ説明スベシ
a. *gebelles*, b. *lit de justice* (同上)
- 五 佛國ニ於ケル司法權ノ沿革ヲ略叙スベシ(追二回、同上)
- 六 *Beneficium* ト *Vassalitat* トノ性質及關係ヲ問フ(同上)
- 七 等族國家 (*ständische monarchie*) ノ性質ヲ論ジ獨乙ノ歴史ニ就テ之レヲ例證セヨ(同上)

○三十九年度 (法律科政治科)

三十八年度 三十九年度 比較法制史

- 一 革命以前ニ於ケル佛國ノ法律狀態ヲ略說ス可シ(二回、同上)
- 二 中世ノ獨逸帝國ニ於ケル帝位繼承法ヲ説明ス可シ(同上)
- 三 左ノ各項ニ付キ簡單ナル説明ヲナスベシ(同上)
 - A). Ewiger Landfriede.
 - B). Statute of uses.
 - C). Feldgemeinschaft(耕地共同制)
 - D). Constitutio criminalis Colonia
- (カール五世ノ刑法)
- 四 ローマ法ノ佛獨兩國ノ法ニ及ボシタル影響ヲ歴史的ニ畧述ス可シ(追二回、同上)
- 五 舊獨逸帝國ノ制度ニ就テ左ノ各項ヲ簡單ニ説明ス可シ(同上)
 - 甲 Reichskammergericht ノ性質
 - 乙 領主ト皇帝トノ法律上ノ關係
 - 丙 市府ノ法律上ノ地位

○四十年度 (法律科政治科)

- 一 中世ノ獨乙帝國ニ於ケル Reichstag ノ組織及其ノ決議方法(二回同上)
- 二 Immunität ノ性質(同上)
- 三 佛國王政時代ニ於ケル Parlement ノ地位及其ノ法律登錄權(同上)
- 四 Sachsenspiegel ノ性質及其ノ法史上ノ地位(同上)
- 五 英國議會ノ立法權ノ發達(同上)
 - 以上ノ内四題選擇

○四十一年度 (法律科政治科)

- 一 英佛獨三國ニ就キ王位繼承法ノ沿革ヲ比較略述ス可シ(二回、美濃部教授、法、政)
- 二 左ノ各項中其ノ二ヲ擇テ簡單ナル説明ヲ爲セ(同上)
 - (イ) 英國内閣制度ノ起源
 - (ロ) 佛國千七百九十一年ノ憲法
 - (ハ) 佛國王政時代ノ賣官制度
 - (ニ) ライン同盟、獨逸同盟及北獨逸同盟
- 三 獨逸カ今日モ聯邦組織ヲ爲シ單體國家ヲナスニ至ラザル所以ヲ歴史的ニ證明スベシ(追二回、同上)
- 四 佛國革命前ニ於テ司法權ノ獨立ハ如何ナル程度迄行ハレタルカ(同上)
- 五 英國ノ一六八八年ノ革命カ其國ノ政體ニ及ボシタル影響ヲ論スベシ(同上)

○四十二年度 (法律科政治科)

- 一 歐洲ノ封建制度ニ於ケル主從間ノ法律關係ヲ略述ス可シ(二回、美濃部教授、法、政)
- 二 左ノ文書ニ付テ知ル所ヲ記セ(同上)
 - 1. Golden Bulle.
 - 2. Act of Settlement
 - 3. Charte Constitutionnelle.
- 一 佛國舊時代ノ「エターゼネロー」ノ性質及組織ノ大要ヲ述ベヨ(追二回、同上)
- 二 第十九世紀中ニ於ケル英國下院ノ組織ノ變遷ヲ畧叙セヨ(同上)
- 三 歐洲中世ノ國家組織ト近代ノ國家組織トヲ比較シテ其ノ差異ヲ論ゼヨ(同上)
- 四 法制ノ比較考證ニ依リ左ノ三問ヲ説明スヘシ(京大、仁保教授)
 - 一、政體ノ種類如何
 - 二、我國ノ律令ニ付キ律ト謂ハスシテ令律ト謂フヘシトノ論評ノ當否
 - 三、我國民法々典ノ編纂理由如何
- 五 人類共同生活ノ組織ハ大體ニ於テ如何ナル順序ニ依リ發達スルモノナリヤ事實ニ徴シテ説明スヘシ(同上)
- 六 憲政組織ノ形跡ハ希臘古代ニ於テ之ヲ認ムルコトヲ得ルト謂フ所以如何(同上)

七 神武天皇 モゼス カール 大王カ宗教ヲ政治上ニ活用セシ方法ノ異同ヲ述フヘシ(同上)

- 八 空位時代トハ如何並ニ我國ニ於テ斯ル時代ノ存立ヲ認メ得ヘキヤ(同上)
- 九 貞永式目ト羅馬十二表法トノ制定ノ理由ヲ比較スヘシ(同上)

○四十三年度 (法律科)

- 1. jus praetorium. (一回、美濃部教授)
- 2. Capitularo (同上)
- 3. Cahier de doléance. (同上)
- 4. Lehnssystem (同上)
- 一 比較法制史上ノ事實ニ照シテ左ノ二問ヲ説明スヘシ(京大、仁保教授)
 - (A) 不文法ヨリ成文法ニ變遷スル理由如何
 - (B) 公法ハ私法ニ先チテ發達スト云ヘル學說ノ當否如何
- 二 獨、佛、英及我國ノ民法ト羅馬法トノ關係ヲ略說セヨ(同上)
- 三 比較法制史上ノ事實ヲ引證シ左ノ事實ヲ説明スヘシ(同上)
- 四 民衆法定ノ制度
- 五 法律ノ系統

六 法典編纂ノ重ナル理由
七 法律進化ノ通則三個以上

六

●英吉利法

○三十八年度 (法律科)

1. Distinguish a bill of exchange from a cheque.
 2. What is the effect of prohibiting the negotiation of a bill.
(a) by the drawer (b) by the endorse?
 3. How far is a qualified acceptance valid?
 4. Explain the expression "payment in due course."
 5. What is meant (a) by crossing and (b) by marking a cheque? and what is the legal effect of each?
Point out the difference, if any, on the point asked in above question between the Japanese and English law.
- (土方教授法)
1. To what extent a carrier Contract for exemption from liability for his own fault or that of his servant?
 2. What care must a carrier use for the safety of passengers?

三十八年度 英吉利法

3. What are the common law exception to the strict liability of carrier for goods?
4. To what extent is a bill of lading negotiable?
5. What is a carrier's duty as to furnishing sufficient facilities for the business that offers?
6. In the case of connecting carriers, what are the rules as to the first carrier's responsibility for goods marked through after he has delivered them to the next carrier?
(ハマー教習法)

○三十九年度 (法律科)

1. What is the value of decision of different classes of courts as precedents?
2. What are the three classes of duties in respect to the kinds of consequences by reference to which they are defined?
3. What is a special contract?
A Simple contract?
4. What is a freehold estate?
5. To whom does an estate for years pass when the tenant dies intestate? Why?
6. Describe a contingent remainder give an example.
7. (a) What is the rule of primogeniture.

- (b) What is the rule of preference of males in descent?
8. (a) What was the common law meaning of obligation?
(b) What is the wider meaning now common?
9. What were the proper common law forms of action for the following wrongs?
(a) The refusal to pay for goods bought?
(b) An assault and battery?
(c) Slander?
(d) Breach of a contract under seal?
(e) The refusal of a bailee to restore the chattel?
10. To what extent had a feme covert capacity to contract at common law.
(ハマー教習法)
1. Give a general definition of negligence.
2. A had a wall, which was out of repair and fell into the street and did damage. On the question whether it was unreasonably dangerous, is evidence that the neighbours generally behind it to be so admissible? Why?
3. (a) A was blasting rocks in a manner which was unreasonably dangerous. B warned him of the danger, but A persisted. What was A's state of mind? Why?

- (b) If his state of mind was not blameworthy, would he therefore be excused if he caused damage? Why?
4. A hired B's cow and C tortiously took it from B who may sue in trespass? why?
5. A hired B's minor daughter as a servant, and while she was in his employment seduced her, can B sue? why?
6. What duty does a master owe to his servant's safety?
7. A built a mill dam on his land, which flooded B's land. Then A let his land with the dam to C.
- (a) What duty does C owe to B?
- (b) Is A liable for subsequent damage to B's land?
(テナー教養ノ法)
1. A conveys land to B by a deed absolute in form, under an agreement between them that B shall let the land, pay the income to A's wife during her life, and after her death conveys the land to a college.
- (a) Must the agreement be in writing? Why?
- (b) What is the basis-right?

- (c) Was the transaction between A and B a gift in trust or a declaration of trust? Why?
- (d) Did it require a consideration? Why?
- (e) Has the wife an equitable property right? If so, in what and of what kind?
- (f) Has the college an equitable property right? If so, in what and of what kind?
- (g) Was the trust express implied or constructive?
- (h) Must the wife and the college consent? If so, is their consent presumed? Why?
- (i) If they refuse to consent, what must B do? In that case is there a trust? If so, what kind of a trust and for whom?
- (j) If B conveys the land to C, does C take it subject to the trust? Why?
2. What is meant by taking a contract out of the statute of frauds?
3. A had two lots of land, X and Y. He agreed with B to sell X to B for \$ 1000. By a mistake of the scrivener, Y was mentioned in the written agreement instead of X. A tendered a deed of Y which B refused to accept.
- (a) Will the agreement be specifically enforced at the suit of A? Why?
- (b) Will it be reformed at the suit of B? Why?
- (c) If A had refused to give a deed, would the agreement have been specifically

enforced at the suit of B? Why?

4. Can A have an injunction to prevent B from delivering to C goods which B has agreed to sell to A?

(a) If she little to the goods has not yet passed to A? Why?

(b) If it has passed? Why?

5. A transferred to B for a consideration of \$ 10000 land worth \$ 20000.

A asserted that the transaction was in fact 2 loan of \$ 10000, and that the transfer was only for security.

B asserted that it was an absolute sale of the land to him on a bill by A to redeem.

(a) Is parol evidence admissible that the transfer was only for security? Why?

(b) In the absence of proof, what would the court presume? Why?

(c) If there had been a written agreement that A might repurchase the land from B written one year for \$ 10000 and in interest, could he redeem or repurchase after the end of the year? Why?

(d) If A had a right to redeem, and B had been adjudged a bankrupt, could A redeem against his assignee in bankrupt, could A redeem against his assignee in

bankrupt? Why?

(e) If B had mortgaged the land to C for \$ 15000 could a redeew from C?

If so, how much must he pay to redeem? Why?

(三) 回ハニー教授(法)

1. Are the following common carriers? Why?

(a) A general ship.

(b) A teregraph company.

(c) The driver of a passenger coach, who occasionally carries parcels for people.

(d) A jinrikisha man.

(e) The owners of a tall bridge.

2. Do words on a baggage check constitute a contract? Why?

3. What is a carrier's duty as to his passenger's safety?

4. What should a carrier do, if the consignee of goods refuses to receive them?

5. Describe the double character of a bill of lading.

6. At what time does a carrier of goods by railroad cease to hold as carrier and begin hold as warehouseman?

7. What is the effect of a notification by a carrier of the term on which he will

receive goods?

(テリー教授、法)

●佛蘭西法

○三十八年度 (法律科)

- I. Testament olographe : conditions de forme, avantages et inconvénients.
- Substitution prohibée.
- (ブリッデル教授、法)

○三十九年度 (法律科)

- Deux sujets a choisir sur ces trois.
- (A) Influence du code civil français.
- (B) Droit positif et droit naturel.
- (C) Le domicile delection.
- (ブリッデル教授、法)
- Deux sujets a choisir sur ces trois
- (A) Capacité civile de la femme mariée (c. c. fr et c. c. all compare)
- (B) Filiation des enfants naturels (c. c. fr. et c. c. all. comp.)

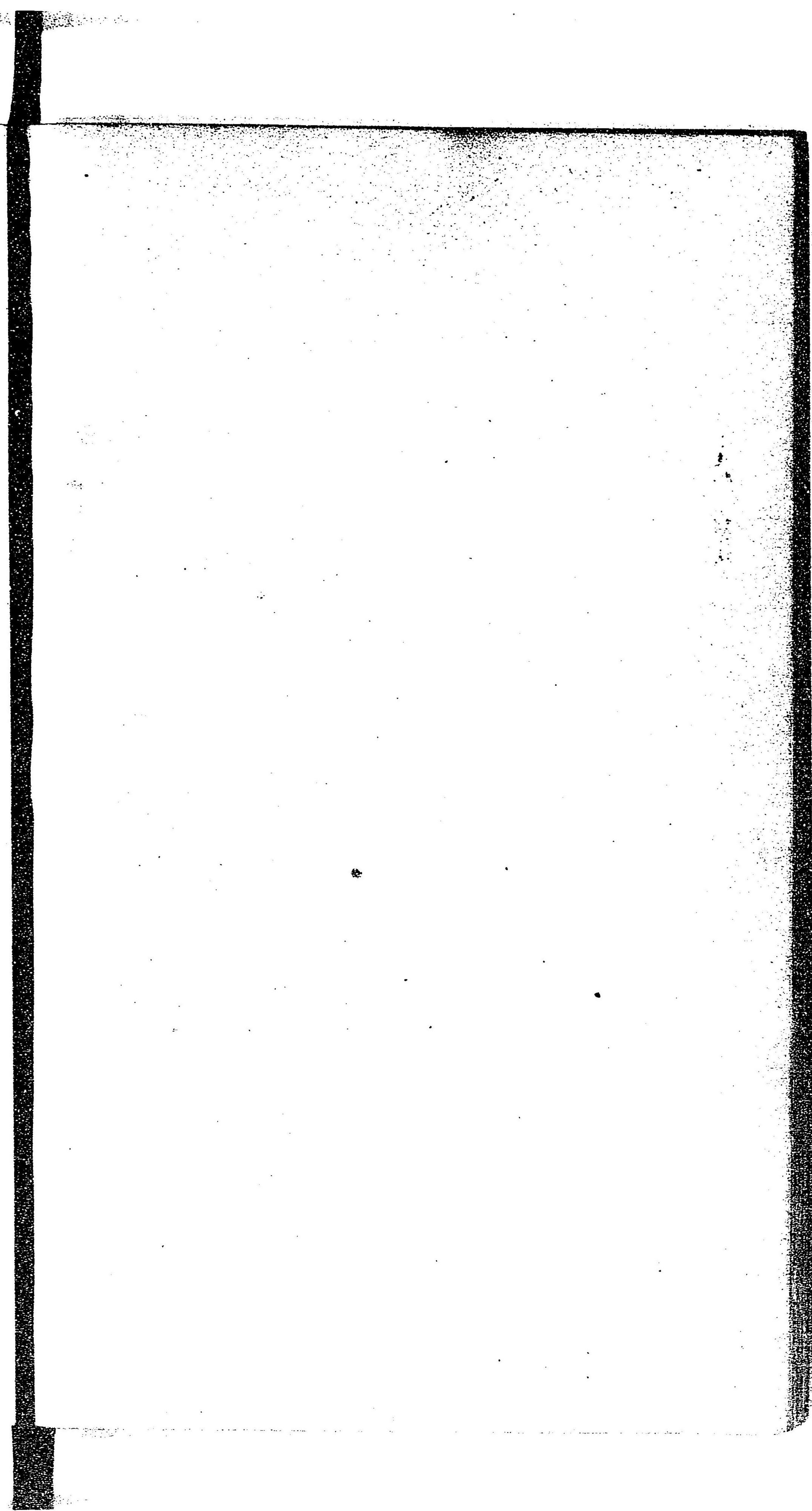
三十八年 三十九年 佛蘭西法

- (C) De l'interdiction (c. c. fr.)
(ブリュッセル教授、政)
- A. De la représentation.
- B. La fante.
- C. Le Système du "parentelles."
(ブリュッセル教授、法)
- A. Différentes espèces de legs et de légataires.
- B. Exécuteurs testamentaires.
(ブリュッセル教授、法)

●獨逸法

○三十八年度 (法律科)

1. In welchen Punkten ist die Lehre vom Wechsel durch die deutsche Wissenschaft gefördert worden ?
2. Wesen und Arten des Ehren intervention.
3. Einreden im Wechselrecht.
4. Bei welchen Arten des gezogenen Wechsels sind nur zwei personen beteiligt ?
(レンホルム教授、法)



欠

MISSING

○四十二年度 (政治科、經濟科)

- 一 左ノ三題ノ一ヲ答フヘシ(一回、建部講師、政、經)
 - 甲 迷信ノ宗教弘布ニ及ホス利害ヲ論ス
 - 乙 迷信ト經濟トノ關係
 - 丙 社界主義ト報德主義トノ關係
- 二 左ノ五題ノ三ヲ擇ヒテ答フヘシ(同上)
 - 丁 統計表ノ弱點ヲ論ス
 - 戊 社會學ノ沿革小觀
 - 己 社會ノ起源ニ關スル衆說ヲ評叙ス
 - 庚 戰爭ノ將來ヲ論ス
 - 辛 東清鐵道及露清銀行ノ社會學的考察一斑
- 三 社會學トハ如何ナル學ナリヤ詳細ニ之ヲ論セヨ(小林講師、政)

○四十三年度 (政治科、經濟科)

- 一 Adam Smith ハ社會學史上ニ如何ナル地位ヲ占ムルカ(一回、小林講師、政、經)
- 二 人口ノ社會ニ及ホス影響(同上)

三 左ノ術語ヲ原語ヲ以テ解釋セヨ(並ニ其說ヲ唱ヘシ學者ノ名)(同上)

- 1 社會哲學
 - 2 學問ノ體統
 - 3 社會靜學
 - 4 社會動學
 - 5 分業
 - 6 社會有機體
 - 7 社會意識
 - 8 協同生活
 - 9 模倣
 - 10 同情
 - 11 同類意識
 - 12 歷史哲學
- 右ノ内十個ヲ答ヘヨ

●經濟學

○三十八年度 (法律科、政治科)

△經濟汎論

- 一 經濟財貨ト交換財貨トノ異同ヲ辯明セヨ(一回、金井教授、法、政)
- 二 金銀兩本位ノ補正作用ヲ論シ國際兩本位制ニ及フヘシ(同上)
- 三 交換財貨ノ觀念ニ對スル法制ノ關係ヲ説クヘシ(追一回、同上)
- 四 資本中ニ社會經濟上ノ生産ヲ目的トセサルモノアリヤ否ヤヲ説クヘシ(同上)
- 五 利子ノ最低限ハ何レニアルヲ論スヘシ(同上)

△財政學 (政治科)

- 一 嘗テ個人及政府ハ何故ニ其財源ヲ同フセシヤ(三回、松崎教授、政)
- 二 經常臨時歳入ノ區別ノ標準及其效力ヲ露、普、日、佛等ノ財源ニ付論述スヘシ(同上)
- 三 鑛山借區稅及採掘免許料ハ其性質上如何ナル種類ノ歳入ニ屬スヘキヤ(同上)
- 四 所謂 Production Theorie トハ從來ノ租稅政策トノ關係ヲ論セヨ(同上)

- 五 從來手數料施行ノ範圍ヲ限局スル趨向アリシハ何ノ故ソ(同上)
- 六 「アダムスミス」ノ租税ノ四大元則ヲ論證スヘシ(四回、同上)
- 七 騰貴シタル土地ノ賣買價格ハ如何ナル方法又ハ租税ニ賴テ租スルヲ適當トスルカ(同上)
- 八 兵役租ノ可否及制度ヲ論セヨ(同上)
- 九 租税ノ轉稼ノ行ハレサル場合ヲ列舉セヨ(同上)
- 一〇 歳入ノ限度ハ何レニ存スルヤ(追三回、同上)
- 一一 近世ニ於ケル財政制度ノ發達ヲ説明セヨ(同上)
- 一二 政府專賣ノ納入ト租税トハ如何ナル差異アリヤ且其利害ヲ比較スヘシ(同上)
- 一三 通常山林ハ農商務省官有農地ハ大藏省ノ主管ニ屬スルハ何故ナルカ(同上)
- 一四 手數料率ハ收支相償ヲ以テ其程限トナスモノナリヤ(同上)

△商業政策

- 一 國民經濟ト世界經濟トノ關係ヲ問フ(四回、河津教授、政)
- 二 保護貿易主義ヲ論評セヨ(同上)
- 三 生産力説ト生産價格説トヲ比較評論スヘシ(追四回、同上)
- 四 輸入税率ト内國市價トノ關係ヲ問フ(同上)

△農業政策

- 一 現今ノ農政問題トハ何ソヤ之ヲ評論スヘシ(二回、松崎教授、政)
- 二 耕地整理ノ日本農業ニ對スル關係及效用ヲ論セヨ(同上)
- 三 農業ハ何故ニ保守ノ氣風ニ富ムヤ(追、二回、同上)
- 四 富ノ増殖ヲ謀ルヲ以テ直チニ經濟政策ノ第一要義トナスヘキヤ(同上)
- 五 土地ト商品トハ經濟上又ハ法律上同一視スヘキモノナリヤ否ヤ(同上)
- 六 土地ノ零碎的配分ノ可否得失ヲ論セヨ(同上)

△工業政策

- 一 工業上個人組織ト會社組織トノ適否優劣如何(四回、金井教授、政)
- 二 工業自由ノ意義及其利益ヲ明カニスヘシ(同上)

△銀行論

- 一 制限屈伸法ノ效用ヲ略陳スヘシ(三回、田尻講師、政)
- 二 預金ノ放下及保護ニ就テ改良スヘキ事項アルヤ之アラハ其要領ヲ説クヘシ(同上)

- 三 公債買上償還ノ效用如何(同上)
- 四 不換紙幣發行ノ必要アレハ如何ナル方法ニ依ルヘキヤ(追三回、同上)
- 五 貸付ニ就テノ注意ヲ略陳スヘシ(同上)
- 六 各種公債ノ選擇及配合ノ良否ヲ略陳スヘシ(同上)

△商業交通

- 一 交通政策上鐵道業ト海運業トハ性質同シキヤ(三回、河津助教授、政)
- 二 國有鐵道制度ニ於テ如何ナル主義ニヨリ運賃ヲ定ムヘキヤ(同上)
- 三 交通制度發達ノ物價ニ及ホス影響如何(同上)
- 四 鐵道國有論ノ要點ヲ舉ケ之ヲ論評スヘシ(追三回、同上)
- 五 運賃決定ノ經濟原則ハ交通機關ニ依リ異ナルヤ(同上)

△統計學

- 一 統計學ノ性質ニ關スル諸說ヲ舉ゲ之ヲ論評ス可シ(二回、高野教授、政)
- 二 國家ノ中央統計機關ノ職務地位及組織ヲ論ゼヨ(同上)
- 三 人口調査ノ時期ニ付キテ說述セヨ(同上)
- 四 結婚、出生及死亡ノ數ノ(イ)相互ノ關係(ロ)近時ニ於ケル増減ノ趨勢(ハ)人口増

加トノ關係ヲ問フ(同上)

- 五 Adolf Quetelet ノ統計學上ニ於ケル功勞ヲ述ベヨ(追二回、同上)
- 六 所謂大數ノ法則トハ何ゾヤ簡單ニ之レヲ説明セヨ(同上)
- 七 佛國人口停滯ノ原因ハ(人口統計論上)之レヲ何處ニ求ムベキカ(同上)

△經濟學史

- 一 Athnienismus, Breathing System, Don't shugi. (一回、和田垣講師、政)
- 二 重商主義ノ要點ヲ列舉セヨ(三回、山崎助教授、政)
- 三 「アダムスミス」ヲ批評セヨ(同上)
- 四 「マルサス」人口論ヲ記述セヨ(同上)

○三十九年度

△經濟汎論

- 一 資本増加ノ積極的原因ト消極的原因トノ兩者ヲ論スヘシ(一回、金井教授、法、政)
- 二 農産物ノ賣買價格ト土地ノ賣買價格トノ關係ヲ明カニスヘシ(同上)
- 三 經濟ト技術トノ差異及ヒ關係ヲ明ニスヘシ(追一回、同上)

- 四 信用ノ發達ト銀行業ノ發達トノ因果關係ヲ明ニスヘシ(同上)
- 五 生産遞減法ハ農産物ノ價格ニ關スル法則ナリヤ否ヤヲ明ニスヘシ(同上)

六

△財政學

- 一 鐵道ノ料金ニ累減率ヲ應用スルノ可否得失ヲ論セヨ且其國有鐵道トノ關係ヲ說明スヘシ(四回、松崎教授、政)
- 二 租税ノ轉稼セサル場合ヲ説明スヘシ(同上)
- 三 消費税ノ加重ハ何故ニ大生産ヲ獎勵スト云フヤ(同上)
- 四 純豫算ト總豫算トノ長短ヲ論評セヨ(同上)
- 五 財政ト會計ト如何ナル差異アリヤ(追三回、同上)
- 六 通行税ハ直接税ナリヤ否ヤヲ詳評スヘシ(同上)
- 七 官有財産及官業(企業)ノ財政上ニ於ケル將來ノ地位及其可否得失ヲ論セヨ(同上)
- 八 既定歳入トハ何ソヤ且其ノ本邦財政上ニ於ケル關係ヲ説明スヘシ(同上)
- 九 地價トハ何ソ本邦ノ地租ニ就テ説明セヨ(同上)
- 一〇 所得ノ多少負擔力ヲ指示スルモノナリヤ否ヤ(同上)

△商業政策

- 一 國民經濟獨立論ヲ批評スヘシ(四回、河津教授、政)
- 二 左ノ二項ヲ略述スヘシ(同上)
 - 一 從價税制ト重量税制トノ得失
 - 二 國定税率ト協定税率トノ差異

△農業政策

- 一 現今資本々位說ノ再ヒ實際上勢力ヲ有スルニ至リシ所以ハ何ソヤ(二回、松崎教授、政)
- 二 日本ニ於テハ今日一子及衆子均分法ノ何レヲ以テ時宜ニ適スルモノト見做スヘキヤ(同上)
- 四 農業ハ何故ニ漸ク集約ニ赴カサルヘカラサルヤ且ツ其法理ヲ説明スヘシ(同上)
- 五 農業ト經濟社會ノ組織ト如何ナル關係アリヤ且之ヲ我國ノ現狀ニ照シテ説明スヘシ(追、二回、同上)
- 六 經濟學者及農政學者ハ如何ナル方法ヲ以テ現時ノ農政問題ヲ解決セントスルヤ(同上)
- 七 土地ノ改良及開拓ハ普通ノ土地信用機關ノ方法ニ頼リテ行ハルヘキモノナリヤ否ヤ(同上)

△工業政策

- 一 工業ノ前途ヲ豫想シテ工業政策ニ要領ニ論及スヘシ(四回、金井教授、政)
- 二 機械工業ト手工業トノ特質ヲ比較對照スヘシ(同上)
- 三 自然ノ生産要素ハ工業ノ經營上必要ナリヤ否ヤヲ論スヘシ(追、四回、同上)
- 四 單純工業ト混合工業トノ別(同上)
- 五 國立工業ノ存在ヲ正當トスヘキ場合ヲ舉ケテ之ヲ説明スヘシ(同上)

△經濟各論

- 一 制限屈伸法ト一部準備法トノ差異ヲ說キ前者ニ優ル所以ニ論及スヘシ(三回、田尻教授、政)
- 二 割引ト貸付トノ差異如何(同上)
- 三 確定公債償還ノ爲メ年金ノ利用如何(同上)
- 四 不換紙幣ノ弊害ヲ略陳シ併セテ其ノ發行ノ方法ハ何故ニ金紙平均法及外國爲替平準法ヲ併用スヘキヤヲ論究スヘシ(追、三回、同上)
- 五 農業信用ト商業信用トノ區別ヲ略陳シ我國農業信用缺點ニ論及スヘシ(同上)
- 六 公債ノ買上償還ノ利用如何(同上)

○四十年度

△統計學

- 一 Schlözer (1735-1809) カ Statistika ハ靜止セル歴史ニシテ歴史ハ進行スルナリト云ヘル其ノ意義並ニ其ノ當否ヲ問フ(二回、高野教授、政)
- 二 所謂大數ノ法則ノ性質ヲ説明セヨ(同上)
- 三 時ニヨリ處ニヨリ出生數ヲ比較スル方法ヲ述ベヨ(同上)
- 四 佛蘭西及愛蘭ノ人口ハ如何ナル點ニ於テ近世人口ノ例外ヲナスカ且ツ其ノ由テ來ル所以ヲ人口統計上ヨリ説明セヨ(同上)
- 五 統計學ノ定義ヲ掲ケ之レヲ説明ス可シ(追二回、同上)
- 六 出生ニ關スル統計的研究ノ重ナル結果ヲ示ス可シ(同上)

△經濟學史

Stout-Shorism and Lean-Longism—a chapter in Economic History (一回、和田垣講、政)

△經濟學

三十九年 工業政策 經濟各論 四十年 統計學 經濟學史

1. Define or explain.
 - (a) Remuneratory capital.
 - (b) Circulating capital.
 - (c) Margin of cultivation.
 - (d) Joint stock company.
 2. What is the relation between the increase of capital and the productiveness of industry?
 3. Arrange in order of importance the influence which cause differences of wages in different occupation.
 4. Suppose the product of industry to increase, trace the successive steps by which an increase of wages will result.
 5. What are the advantages of production upon a large scale?
- Answer four questions. (三回'クハローン教授'致)
1. Explain the use of money as a standard of value.
 2. How does the cost of production influence the value of money?
 3. Do banknotes require more legal restriction than deposits?
 4. In what respects are banknotes superior to convertible paper money issued by

government?

5. Under what circumstances may increasing imports be regarded as unfavourable?

(三回'クハローン教授'致)

- I. Define or explain (four)

(a) general charges (四回'クハローン教授'致)

(b) Ton mile cost.

(c) mileage rates.

(d) Postage rates.

(e) Special rates.

2. Why is the goods traffic more important than the passenger traffic? (四回)
3. Why are personal discriminations always to be condemned, while geographical discriminations are sometimes necessary and often advantageous?
4. Why has the act of 1894 tended to prevent further reduction of rat in England? (四回)
5. Why under government ownership is it difficult to change rates? Answer four questions. (四回)

○四十年度

●經濟汎論

- 一 Richardo 氏ノ地代説ト生産遞減法トノ關係ヲ明ニスヘシ(一回、金井教授、法、政)
- 二 甲、外國貿易ノ順逆トハ何ソ(同上)
- 三 乙、外國貿易ノ順逆輪環ノ理ヲ明カニスヘシ(同上)

△財政學

- 一 歳出ハ歳入ヲ定ムルト云ヘル原則ハ絶對無限ナリヤ否ヤヲ詳説スヘシ(三回、松崎教授、政)
- 三 租税ト手数料トヲ別ツノ必要アリヤ否ヤ且手数料ヲ以テ官吏俸給ノ一部トナスノ可否如何(同上)
- 四 納税義務ノ根底及標準ヲ問フ(同上)
- 五 消費税ノ利害得失ヲ論セヨ(四回、同上)
- 六 日本所得税ノ組織及其得失ヲ論評スヘシ(同上)

- 七 比例税ハ如何ナル場合ニ之ヲ行フヲ可トスルヤ是其理由ヲ詳説セヨ(同上)

△農業政策

- 一 歴史經濟學派ノ經濟政策ニ對スル關係及其 釋法ノ得失ヲ説明セヨ(二回、松崎教授、政)
- 二 土地ノ總收益ノ増加ハ農業者ノ窮厄ヲ救済シ得ルヤ否ヤ(同上)
- 三 世界ニ於ケル金産額ノ増加ト農業ノ盛衰トハ如何ナル關係ヲ有スルヤ(同上)

△商業政策

- 一 保護貿易論ノ缺點ヲ指摘シ之ヲ論詳スヘシ(四回、河津教授、政)
- 二 戻税ト加工輸入ノ異同ヲ述ヘヨ(同上)
- 三 殖民地ニ對スル歐洲諸國ノ商業政策ヲ略説スヘシ(同上)

△工業政策

- 一 大工業ノ經營ニ取リテ個人企業組織ノ適否如何ヲ論スヘシ(四回、金井教授、政)
- 二 工業ノ自由ニ對スル制限ニシテ社會政策上必要ノモノヲ論スヘシ(同上)

△銀行論

- 一 貨幣ノ價值ト其原料タル貴金屬ノ生産費トノ關係如何(二回、田尻教授、政)
- 二 兩本位制度カ其勢力ヲ失フニ至リタルハ何故ナルカ(同上)
- 三 銀行券發行ノ伸力ニ關シ日、獨、英、米ノ制度ヲ簡單ニ比較論評スヘシ(同上)
- 四 線引小切手トハ何ソヤ(同上)

△統計學

- 一 近世諸國ニ於ケル統計機關ノ發達ノ概況ヲ説明セヨ(二回、高野教授、政)
- 二 (イ)我邦ニ施行スヘキ所謂國勢調査ニ關スル意見ヲ述ヘヨ(同上)
(ロ)千八百九十五年ニ行ハレタル獨逸ノ職業及營業調査ノ組織ノ大要ヲ説明セヨ
- 三 都會人口ノ人口統計的特色ヲ擧ケヨ(同上)
- 四 水ト商業(一回、和田垣講師、政)
- 五 地中海(同上)
- 六 Commerce follows the flag flag follows the commerce.(同上)

- 1. The so called free trade mercantilism.
- 2. the influence of Hume on economics.
- 3. (Take two) Sismosdi, Bastiat, Cairnot, Jevons.
- 4. Influence of socialism on economics.
- 5. Ingram's view of the position of economics in relation to social science. (以上三回、スプリング教授、政)

●經濟學

- 1. The rent paid for land usually includes a marginal and a different element. Explain.
- 2. The difference between monopoly and net profits.
- 3. the relation between the rate of interest and the price of land.
- 4. Reasons for the slower growth of population in modern times (以上一回、スプリング教授、政)
- 1. Explain the value of commodities having joint art of production.
- 2. How does the use of credit assist production?
- 3. Which is preferable banknotes or convertible paper money issued by government?

4. What protection cause (a) higher money wages (b) higher real wages? (以上二回、ク
プーンズ教授、政)
1. How does an advance in the rate of discount influence foreign exchange?
2. Does inconvertible paper money always depreciate?
3. Why should bank-notes be subjected to greater restriction than credit in the form,
of deposits?
4. Assuming many industries which might be established if protection were given
why would it be better to give protection to only a part of them at any one time?
(以上三回、クプーンズ教授、政)
1. Why is railway Capital seemed in fast by the sale of bonds, and in fast by the
sale of shares.
2. Why are freight rates on silk higher than on coal
3. What reasons are given by Acworth for law rates on imported commodities?
4. In what circumstances are shipping subsidies successful? (以上四回、クプーンズ教
授、政)

○四十一年度

△經濟汎論

- 一 「グレシヤム」法則ノ何タルカヲ明カニシ其例外ニ論及スヘシ(一回、金井教授、法
政)
- 二 穀價ノ高低ト地代トノ關係ヲ論スヘシ(同上)
- 三 貸銀ト企業所得トノ間ニ根本的ノ區別アリヤ否ヤヲ説明スヘシ(追、一回、同上)
- 四 マルサス氏人口論ノ大要ヲ論述スヘシ(同上)

△財政學

- 一 近世的財政機關ノ組織ヲ論シ特ニ佛國及以國ノ財政組織ヲ説明スヘシ(三回、松
崎教授、政)
 - 二 配布税トハ何ソ且之ヲ行フヘキ租税若クハ場合ヲ説ケ(同上)
 - 三 納税ノ義務ヲ説明スヘシ(同上)
 - 四 (a) 超過累進率トハ何ソヤ且其學理上ノ根底ヲ説明スヘシ(四回、同上)
 - 五 (b) 所得又ハ税源ノ確不確ニ關シテハ如何ナル方法ヲ以テ負擔ノ衡平ヲ期セン
トスルヤ
- 右ノa、bノ一ヲ選擇シテ答フヘシ

- 六 家屋税ノ性質及特徴ヲ論スヘシ(同上)
- 七 國庫剩餘金ハ財政ノ基礎ヲ鞏固ニスルモノナリヤ又之ヲ臨時歳出ノ資源ニ充ツルノ可否ヲ問フ(同上)
- 八 國有山林ノ收入ハ歳入中如何ナル種類ニ屬スルヤ且其ノ管理方法ヲ説明スヘシ(追三回、同上)
- 九 財政上剩餘經濟トハ何ノ謂ソ且其利害得失ヲ説ケ(同上)
- 一〇 租税ノ實體ヲ詳論スヘシ(同上)
- 一一 所謂プロダクションステアリート租税トノ關係ヲ説明スヘシ(同上)
- 一二 繼續費及繰延費ノ財政金融上ニ於ケル利害得失ヲ説ケ(同上)
- 一三 家屋税ノ種類及性質ヲ論セヨ(同上)

△商業政策

- 一 農業國ト工業國トノ經濟關係ヲ論評スヘシ(四回、河津教授、政)
- 二 商業政策上ヨリ最惠國條款ヲ論評スヘシ(同上)
- 三 自由港ノ經濟價值ヲ問フ(同上)
- 四 我國現行通商條約ノ缺點ヲ指摘シ之ヲ詳論スヘシ(追四回、同上)
- 五 租税轉稼ノ法則ヲ述ヘテ輸入税ト内國物價トノ關係ヲ明ニスヘシ(同上)

△農業政策

- 一 他ノ産業ニ比シテ農業ハ特ニ重要ナル理由アルヤ若シアリトセハ其理由如何(二回、矢作教授、政)
- 二 自作農ト小作農トノ利害得失ヲ論セヨ(同上)
- 三 耕地力過小ナルニ就テノ弊害ヲ列舉シ其ノ救濟方法ヲ論セヨ(同上)
- 四 株式組織ノ土地信用機關ノ利害ヲ論セヨ(同上)
右ノ内三問題ヲ選擇シテ答フヘシ
- 五 農産物ニ輸入税ヲ課シテ内國ノ農業ヲ保護スルノ利害如何(追二回、同上)
- 六 國家農業用ノ土地ヲ所有スルノ利害如何(同上)
- 七 法律ヲ以テ永小作ノ期間ヲ限定スルノ利害如何(同上)
右三題中二題ヲ選擇スヘシ

△工業政策

- 一 工業ノ經營上會社組織ノ適否如何(追四回、金井教授、政)
- 二 工業政策ノ沿革上區別スヘキ三大主義ノ特色ヲ明カニスヘシ(同上)

△貨幣及銀行論

- 一 重量ヲ同フセサル新舊銀貨ノ間ニ現今「グレシヤム」ノ法則ノ行ハレサル理由如何(二回、山崎教授、政)
- 二 恐慌ノ際貨幣ノ需要額ノ増加スルコトアルハ何故ナルカ(同上)
- 三 不動産抵當銀行ハ主トシテ如何ナル貸付ヲ行ヒ又如何ナル方法ヲ以テ資金ヲ吸收スルヤ(同上)
- 四 並行本位制、特別線引、制限外發行ノ意義ヲ簡單ニ説明スヘシ(同上)
- 五 物貨指數ノ算出上注意スヘキ事項ヲ列擧スヘシ(追、二回、同上)
- 六 紙幣ノ對内價值ト對外價值ノ關係如何(同上)
- 七 銀行券ノ發行ヲ中央銀行ニ集中スルハ何故ナルヤ(同上)
- 八 預金ノ種類ヲ擧ケ其利率ニ差異アル所以ヲ説明スヘシ(同上)

△統計學

- 一 獨逸大學派ノ統計學ト政治算術派ノ統計學トヲ對比シテ其ノ差異ノ存スル處ヲ擧示ス可シ(二回、高野教授、政)
- 二 大量觀察法ノ性質ヲ説明セヨ(同上)

- 三 統計材料ノ徵集ノ方法ヲ概説セヨ(同上)
- 四 近世諸國ニ於ケル人口増加ハ如何ニシテ來ルヤヲ説明ス可シ(同上)
- 五 統計學ノ性質ヲ論述セヨ(追、同上)
- 六 人口調査ノ調査様式トシテ個人票ヲ用フルノ可否並ニ其ノ調査員トシテ専ラ警察官ヲ用フルノ可否如何(同上)
- 七 如何ナル點ニ就キ婚姻現象ヲ統計的ニ研究シ得ヘキヤ其諸點ヲ擧ケ且從來ノ研究ノ重ナル結果ヲ示ス可シ(同上)

△經濟學史

- 一 Hyo hide, hachi honey, hito money,
- 二 地中海東洋ニ於ケル地中海ニ付キテ(一回、和田垣講師、政)
1. Hyo Hido, Hachi Honey Hito maney.
2. Hellas and Japan.
3. Waber.
4. Art. (以上二回、和田垣講師、政)

○四十二年度

△經濟汎論

- 一 勞働者ノ食物ハ資本ナリヤ(一回、山崎教授、法、政)
- 二 需要供給ト生産費トハ財貨ノ決定上如何ナル關係ヲ有スルカ(一回、金井教授、法、政、經)
- 三 左ノ語ノ意義ヲ説明スヘシ(同上)
 - 一、實質上ノ賃銀
 - 二、賃銀ノ鐵則
 - 三、純利潤
- 四 貯蓄ハ資本ノ成立増殖ニ對シ如何ナル關係ヲ有スルヤ(追、一回、同上)
- 五 定期取引ハ信用取引ナリヤ(同上)
- 六 地代ハ上騰シ利息ハ低落スルノ傾向アリト云フ其理由如何(同上)
- 七 左ノ術語ヲ説明ス可シ(京大經第一部、田島教授)
 - (イ) Free goods and economic goods,
 - (ロ) Future goods and present goods,
 - (ハ) material goods and immaterial goods,
 - (ニ) production goods and consumption goods.
- 八 消費ノ自然的及經濟的順序ヲ問フ(同上)
- 九 pools, trust 及 holding corporation ヲ説明スヘシ(同上)

一〇 (イ)土地ハ資本ナリヤ(同上)

- (ロ)道路ハ財産ナリヤ
 - (ハ)財産ノ相續ハ所得ナリヤ
 - (ニ)電力ハ無形財産ナリヤ
 - (ホ)貨幣ハ流動資本ナリヤ
- 一 (1)親カ子ヲ養フハ經濟的行爲ナリヤ(同上)
 - (2)水ハ自由物ナリヤ否
 - (3)家屋ハ資本ナリヤ否
 - (4)學生ノ父兄ヨリ受クル學費ハ所得ナリヤ
- 二 鐵ハ效用大ナレトモ價值小ナリ金剛石ハ效用小ナレトモ價值大ナリトノ說ハ正當ナリヤ否ヤ(同上)
 - 三 地代ハ農産物ノ價格ノ一部ヲ爲スヤ否(同上)
 - 四 左ノ術語ヲ説明ス可シ(同上)
 1. Nominal wage.
 2. Trust
 3. Hoarding.
 4. Prudential restriction.

△財政學

- 一 歳入ヲ分チ公法的及私法的收入トナスノ可否ヲ論セヨ(三回、松崎教授、政)

- 二 政府專賣事業ノ得失及收益ノ性質ヲ説明スヘシ(同上)
- 三 稅源ト納稅義務トノ關係ヲ詳説セヨ(同上)
- 四 消費稅ノ缺點カ獨リ消費稅特有ノ缺點ニ非サル所以ヲ説明スヘシ(四回、同上)
- 五 日清戰爭ノ後繰延費ハ帝國ノ財政ト如何ナル關係ヲ有スルヤ(同上)
- 六 家屋稅ハ國稅地方稅ノ何レニ適スルヤ且之ヲ日本ノ現狀ニ照シテ説明セヨ(同上)
- 七 近世の財政機關ノ組織ヲ論スヘシ(追三回、同上)
- 八 日本官有財產制度ヲ論評セヨ(同上)
- 九 租稅制度ノ變遷ト經濟組織ノ變遷トノ關係ヲ評論スヘシ(同上)
- 一〇 歲出經常部ニ於ケル費目ノ別チ方ヲ論セヨ(同上)
- 一一 生活ノ必要品ヲ稅スルハ不可ナリヤ否ヤ(同上)
- 一二 租稅ハ生産費ナリヤ否ヤ且其生産上分配上ニ及ホス影響ヲ論スヘシ(同上)
- 一三 土地重課ノ諸學說ヲ擧ケ且之ヲ批評スヘシ(京大、神戸教授)
- 一四 公債ト金融トノ關係ヲ論スヘシ(同上)
- 一五 諸君ニシテ今日日本ノ大藏大臣ニ任命セラレタリトセハ如何ナル經倫ヲ爲サントスルカ(同上)

△商業政策

- 一 輸出獎勵制度ノ利害得失ヲ論スヘシ(四回、河津教授、政)
- 二 穀物關稅ノ國民經濟ニ及ホス影響ヲ詳説スヘシ(同上)
- 三 協定稅率ヲ廢止スルノ利害ヲ論述スヘシ(同上)
- 四 自由貿易主義ノ基礎ヲ論評セヨ(追四回、河津教授、政)
- 五 最惠國條款ト保護貿易制度トノ關係ヲ詳説スヘシ(同上)

△農業政策

- 一 分益農ト年期小作トノ利害得失ヲ論スヘシ(三回、矢作教授、政)
- 二 我國ノ農業ノ規模ハ一般ニ小ニ過クルノ弊ナキヤ若シナシトセハ其理由若アリトセハ之ヲ救濟スルノ方策如何(同上)
- 三 我國ノ不動產信用機關ノ組織及其業務ヲ略説スヘシ但之カ改良ニ關スル意見ヲ有スルモノハ併テ之ヲ記載スヘシ(同上)
- 四 國家カ農業用地ヲ所有スル利害如何(追二回、同上)
- 五 理想的農業信用機關ノ組織如何(同上)
- 六 大農中農小農ノ特長ヲ記述スヘシ(同上)

- 七 軍事上ニ於ケル農民ノ價值(京大第三部、財部教授)
- 八 「クルヲフオン」ト「コロニザチオン」トノ別(同上)
- 九 漁場及森林細分ノ弊及其ノ救済策(同上)
- 一〇 豆粕ト賣藥業トノ關係(宿題)(同上)

△工業政策

- 一 生産ニ於ケル工業ノ地位ヲ説明セヨ(四回、桑田講師、政)
- 二 「トラスト」ヲ應用スベキ工業ノ性質如何(同上)
- 三 勞力ト商品トノ區別ニ基キテ職工組合ノ必要ヲ論ズベシ(同上)
- 四 自家製造ノ種類及物品販賣ノ方法(追四回、同上)
- 五 信用組合ノ性質(同上)
- 六 生産組合ト社會主義トノ關係(同上)

△貨幣及銀行論

- 一 銀貨國及紙幣國ハ金貨國ニ對スル關係ニ於テ類似ノ點アリヤ(一回、山崎教授、政)
- 二 銀行券發行ノ伸縮的制限法ヲ叙述シテ之ヲ論評スヘシ(同上)
- 三 預金制限カ貨幣ヲ節約スル理由如何(同上)

- 四 兩本位制論者ノ沈黙スルニ至レル理由如何(追、二回、同上)
- 五 貨幣ノ數量ト其價值トハ如何ナル關係ヲ有スルヤ(同上)
- 六 銀行券ノ信用證券タル性質ハ其法貨タルト否トニ由リテ影響セラル、ヤ(同上)
- 七 銀行紙幣ハ貨幣ナリヤ否ヤ其ノ理由ヲ説明スヘシ(京大經第三部、田島教授)
- 八 自由造幣及ヒ制限造幣ノ意義及ヒ其ノ場合ヲ例(數多アレハ其レ丈)ヲ擧ケテ説明スヘシ(同上)
- 九 左ノ術語ヲ説明スヘシ(同上)
Passage, money of account, legal tender, remedy, limping, bimetalism.

- 一〇 定期預金利子ト當座預金利子トハ如何ナル關係ヲ保ツモノカ(同上、神戸教授)
- 一一 融通手形ニモ善良ナル場合アリヤ若モ之レアリトセハ其ノ場合ヲ列擧セヨ(同上)
- 一二 藤本ビルブローカーハ何故ニ失敗シタルカ(同上)
- 一三 印度ニ兎作アリトセハ日本ノ對米貿易ハ之レカ爲メ如何ナル影響ヲ受クヘキカ(同上)

△統計學

- 一 所謂大數ノ法則ノ性質ヲ略說シ且之レカ例證ヲ人口統計論中ヨリ擧示スヘシ(二)

同、高野教授、政)

- 二 營業調査ノ組織ノ大要ヲ説明ス可シ(同上)
- 三 社會現象ノ研究方法トシテ統計ノ特長如何(京大、戸田教授、財部助教授)
- 四 統計學上ノ規律ノ性質如何(同上)
- 五 「センサス」ニ於ケル時ノ問題(同上)
- 六 職業調ノ要項(同上)

△經濟地理

- 一 世界ノ鑛業界ニ於ケルアメリカ合衆國ノ位置ヲ述ヘヨ(一回、山崎講師、經)
- 二 經濟上ヨリ見タル古今ノ都市ニ付キ其異ナル所ヲ述ヘヨ(同上)
- 三 楊子江流域ノ平野ニ於ケル富源ニ付キテ概論セヨ(同上)
- 四 經濟上ヨリ見タル古今ノ都市ヲ比較シ其異ナル所ヲ述ヘヨ(同上)
- 五 楊子江流域ノ平野ニ於ケル富源ニ就キテ述ヘヨ(同上)
- 六 イギリスノ職工業ノ現況ニ就キテ述ヘヨ(同上)

△經濟學史

1. Aristotle.

2. The mercantile School (三回、和田垣講師、政)

- 一 重商主義ノ根據ヲ論シ併セテ之ニ本ク佛國ノ經濟政策ヲ略述スヘシ(一回、河津教授、政、經)
- 二 英國ノ産業革命ノ顛末ト其ノ世界經濟ニ及シタル影響ヲ説明スヘシ(同上)
- 三 十字軍戰爭ノ世界經濟ニ及ホシタル影響ヲ略述スヘシ(同上)
- 四 同業組合制度カ初メ工業ノ發達ヲ資ケタル所以ヲ説明スヘシ(同上)
- 五 近世以降本國ト殖民地トノ關係ヲ歴史上ノ事實ニ因リ説明スヘシ(同上)
- 六 經濟社會ノ發展ヲ論セヨ(京大)
- 七 生産、交易、分配、消費、資本及ヒ價值ノ發展ヲ關係的ニ論セヨ(同上)
- 八 物質的史觀說ヲ論セヨ(同上)
- 九 産業革命ヲ論セヨ(同上)

△應用經濟

- 一 一般合同ノ成立條件ハ何ソ(京大經第二部、戸田教授)
- 二 消費組合ノ經營ニ關スル主要ノ方針ヲ論セヨ(同上)
- 三 輸出ノ禁止又ハ制限ハ如何ナル場合ニ正當ナリヤ(同上)
- 四 手工業ノ長短(京大經第二部、河田助教授)

- 五 取引所ノ株式會社組織ノ利害(同上)
- 六 合同ノ廉價輸出商路ヲ論セヨ(同上)
- 七 左ノ二問ノ一ニ答フヘシ(同上)
 - 甲、鐵道業者カ最大ノ收入ヲ得ルコトヲ唯一ノ目的トシテ運賃ヲ定ムル時其運賃ハ如何ナル法則ニ依リテ定メラル、ヤ其法則ニハ例外アリ得ヘキヤ又同一線路ノ上ニ於ケル同一種類ノ運送物ノ運賃ニシテ短距離ノモノカ却ツテ長距離ノモノヨリ高キコト有リ得ヘキヤ若シ有リ得ヘシトセハ如何ナル場合ニ如何ナル理由ニ依リテ然ルヤ
 - 乙、物價ト運賃ト郵便料トノ異同如何
 - 八 左ノ二問ノ一ニ答フヘシ(同上)
 - 甲、鐵道ノ營業ヲ論セヨ
 - 乙、運河ト鐵道トノ異同如何

△經濟學

- 1. Give a brief sketch of the life of Adam Smith.
- 2. Describe the general plan of the "Wealth of Nations."
- 3. What does Adam Smith mean of "the component parts of the price of commodities?"

(以上二回、新渡戸講師(經))

- 1. What are the characteristics or traits of the typical "business" or "economist" man, as described by Seager?
- 2. State and explain the theory of "marginal utility."
- 3. Enumerate and explain the chief qualities influencing the productiveness of labour.
- 4. What are some of the chief advantages and disadvantages of Corporation. (以上和田垣講師(經))

○四十三年度

△經濟況論

- 一 單本位ト複本位トヲ比較シテ兩者ノ長短ニ論及スヘシ(一回、金井教授法、政、經)
- 二 貸銀ト労働者ノ生活程度トノ關係ヲ説明スヘシ(同上)
- 三 生産ト營利トノ關係ヲ問フ(京大經第一部、田島教授)
- 四 限界效用ハ何ソ(同上)
- 五 地代ハ物價ノ一部ヲナスヤ否ヤ(同上) 否
- 六 國民ノ貯蓄心ニ大小ノ差アル理由如何(京大經第一部、田島教授)

- 七 國民ノ生産力ニ大小ノ差アル理由如何(同上)
- 八 價値ト生産費トノ關係ヲ説明スヘシ(同上)

△財政學

- 一 租税ノ負擔ノ公平トハ何ノ謂ソ(四回、松崎教授、政)
 - 二 地租ノ變動ハ不可ナルニ反シ所得税ノ然ラサルハ何ソヤ(同上)
 - 三 所謂 Production Theory ノ財政々策ニ及ホセル影響ヲ問フ(同上)
 - 四 非常準備基金ヲ論ス(同上)
 - 五 限界效用説ニ依リ累進税ノ正當ナル所以ヲ説明ス(同上)
 - 六 擔稅力ヲ論ス(同上)
 - 七 經常費臨時費ノ區別ニ關スル諸學說ヲ列擧スヘシ(京大、神戸教授)
 - 八 外債ヲ起シテ内債ヲ償還スルノ當否如何(同上)
- 地方税ノ國稅ヨリモ特異ナル諸點ヲ指摘スヘシ(同上)

△商業政策

- 一 内國商業政策ハ自由放任ヲ原則トナス理由如何(四回、河津教授、政)
- 二 勞働者保護ヲ以テ保護關稅ノ理由トナスヲ得ルヤ(同上)

- 三 改正條約ニ於テ最惠國條款ヲ存置スル必要アリヤ(同上)

△農業政策

- 一 老文明國ニ於ケル農業ノ通常利益少ナキ理由如何(二回、矢作教授、政)
- 二 農業者ノ堪ヘ得ヘキ所有信用ノ程度如何(同上)
- 三 日本勸業銀行法及農工銀行法中貸付資本ノ用途ヲ限定スル規定ヲ削除スルノ利益如何(同上)
- 四 小作ノ利害ヲ論セヨ(同上)以上二題選擇
- 五 自作農ノ特色ヲ略説ス可シ(京大經第三部、財部助教授出題)
- 六 土地分配上ニ於ケル輓近ノ傾向(同上)

△工業政策

- 一 工業自由制度ノ利害ヲ明カニスヘシ(四回、金井教授、政)
- 二 社會政策ノ見地ヨリ家内工業ト工場工業トヲ比較スヘシ(同上)

△交通經濟

- 一 幹線、支線、地方市街鐵道トハ何ソヤ(二回、松岡助教授、政、經)

b. 交通機關改良進歩ト都會膨脹トノ關係(同上)
右ノ中一問ニ答ヘ

△貨幣及銀行論

- 一 貨幣ハ價值ノ尺度ニ稱セラル、其意義如何(二回、山崎教授、政、經)
- 二 金貨國ニ於テ自由鑄造廢止セラレタルトキ、又紙幣銀行券兌換停止セラレタルトキ、金地金ノ價格ハ如何ナル影響ヲ蒙ルヤ(同上)
- 三 債券發行ハ如何ナル種類ノ銀行ニ必要ナルヤ(同上)
- 四 中央銀行ノ割引政策ヲ略述スヘシ(同上)
- 五 本位貨幣ト補助貨幣トノ區別ヲ説明ス可シ(京大、經第三部田島教授)
- 六 我國維新以後ノ貨幣制度ヲ叙説スヘシ(同上)
- 七 日本銀行ニ對スル課稅方法ヲ論スヘシ(京大經第三部、神戸教授)
- 八(A) コール、ローンノ長短得失ヲ述フ可シ
(B) 割引ノ利害ヲ説クヘシ(同上)
(A)(B)中ノ一ヲ選擇スヘシ
- 九 住友氏ノ營業ヲ銀行論上ヨリ評ス可シ(同上)

- 一〇 米穀カ貨幣トシテノ適否ヲ問フ(京大經第一部、田島教授)
- 一一 錢貨勘定符號及價值單位ノ異同ヲ問フ(同上)
- 一二 良幣ト惡幣ト共ニ流通シテ「グレシヤム」法則ノ行ハレサル場合アリヤ否ヤ(同上)
- 一三 左ノ學語ノ意味ヲ問フ(同上)
1. Remedy 2. free coinage 3. legal tender 4. bimetallism
- 一四 一國正貨流出防止策如何(京大經第三部、神戸教授)
- 一五 銀行ニ於ケル危險分散主義ノ適用ニ付キ知ル所ヲ舉ケヨ(同上)

△統計學

- 一 社會的現象ノ研究法ヲ説明セヨ(二回、松崎教授、政、經)
- 二 男女人口ノ割合ヲ舉ケヨ(同上)
- 三 人口統計ト職業統計トヲ比較セヨ(同上)
- 四 統計ニ似テ非ナル方法(京大、戸田教授、財部助教授)
- 五 統計上ノ規律(同上)
- 六 センサス(同上)
- 七 統計材料編成ノ二主義ヲ論セヨ(同上)

八 平均數ヲ略説スヘシ(同上)

九 京都府下貯金人員比例全國ニ冠タルヲ見京都府民ハ富裕ナリト斷スル者アリ正シキヤ(同上)

△經濟地理

- 一 アメリカ合衆國ニ於ケル移民ノ狀態ニツキテ述ヘヨ(一回、山崎講師、經)
- 二 港灣ニ必要ナル自然的條件及人工的設備ヲ説キ併セテ其經營ノ方法ヲ述ヘヨ(同上)
- 三 世界ノ穀庫ト稱セラル、地方ヲ舉ケ其生産物ノ販路ヲ略述スヘシ(同上)

△應用經濟

- 一 保護貿易政策ノ重大ナル缺點ハ何ゾ(京大經第二部、戸田教授)
- 二 百貨商店ノ特質ハ何ゾ(同上)
- 三 日韓兩國ノ間ニ完全ナル關稅同盟成立シタリトセハ此兩國ノ國民經濟ニ如何ナル影響ヲ生スヘキヤ
- 四 株式會社カ企業ノ形式トシテ多ク採用セラレタル理由ハ何ゾ(同上)
- 五 左ノ意義ヲ述ヘヨ(同上)

1. 取引所

2. 會員組織及株式會社組織ノ取引所

3. 追證據金

六 保護稅ノ存續スル間ハ一國ノ生産ハ常ニ損失ヲ蒙ムルヤ(同上)

一、經費及ヒ收益ノ上ヨリ見タル都會鐵道ト田舎鐵道トノ差異ヲ説明セヨ(京大經第二部、河田助教授)

二、固定經費ト流動經費トノ關係ヲ叙述ス可シ(同上)

(2) 新タニ誘致シ得ヘキ荷客ノ賃率ハ如何ナル程度マテ引下ケ得ヘキヤ(同上)

三、價格決定ノ法則ト鐵道賃率決定ノ原則トノ異同ヲ論セヨ(同上)

(3) The rate which the traffic can bear ノ意義ヲ叙シ其ノ正當ナル所以ヲ論セヨ(同上)

(一)ト(二)ト(三)ト(3)其ノ内一ヲ撰擇ス可シ

△經濟學史

1. Plato. (三回、和田垣教授、政、經)

2. Middle Age. (同上)

3. Mercantilism. (同上)

1. The organisation of the mediaeval. (一回、ウエムチツヒ教授、政、經)
 1. Stadtwirtschaft.
 2. Hansa union may be described.
 1. Germany's economic decline after disoreeries may be explained. (同上)
 2. French and English colonization in North America may be Compared.
- 右各問其ノ一ヲ撰定シテ答フヘシ
1. a. merchantilism. (三回、ウエムチツヒ教授、政)
 - b. bbysiocrat.
 2. a. Mark. (同上)
 - b. List.
- 右各問其一ヲ撰定シテ答フヘシ
- 一 メンガーニ付キ知ル所ヲ述ヘテ其ツグナー、シユモルトノ關係ニ及フヘシ (京大、神戸教授)
 - 二 正統學派 重農學派ノ重ナル特長ヲ擧ケテ兩者ノ關係ニ及フ可シ (同上)

明治四十三年九月一日印刷
 明治四十三年九月五日發行

東西大學試験問題典付

定價金參拾五錢

不許複製

編輯者兼 發行所 印刷者 印刷所

皆木ト一郎
東京市本郷區弓町二丁目九番地

松澤 玘三
東京市麹町區下六番町十七番地

同 勞 舍
東京市麹町區下六番町十七番地

進化堂書店
東京市本郷區弓町二丁目九番地

25
 773

大賣捌所

電話本局三三三三番
 換替東京三三〇番

東京市本郷區森川町壹番地
 有終閣書店

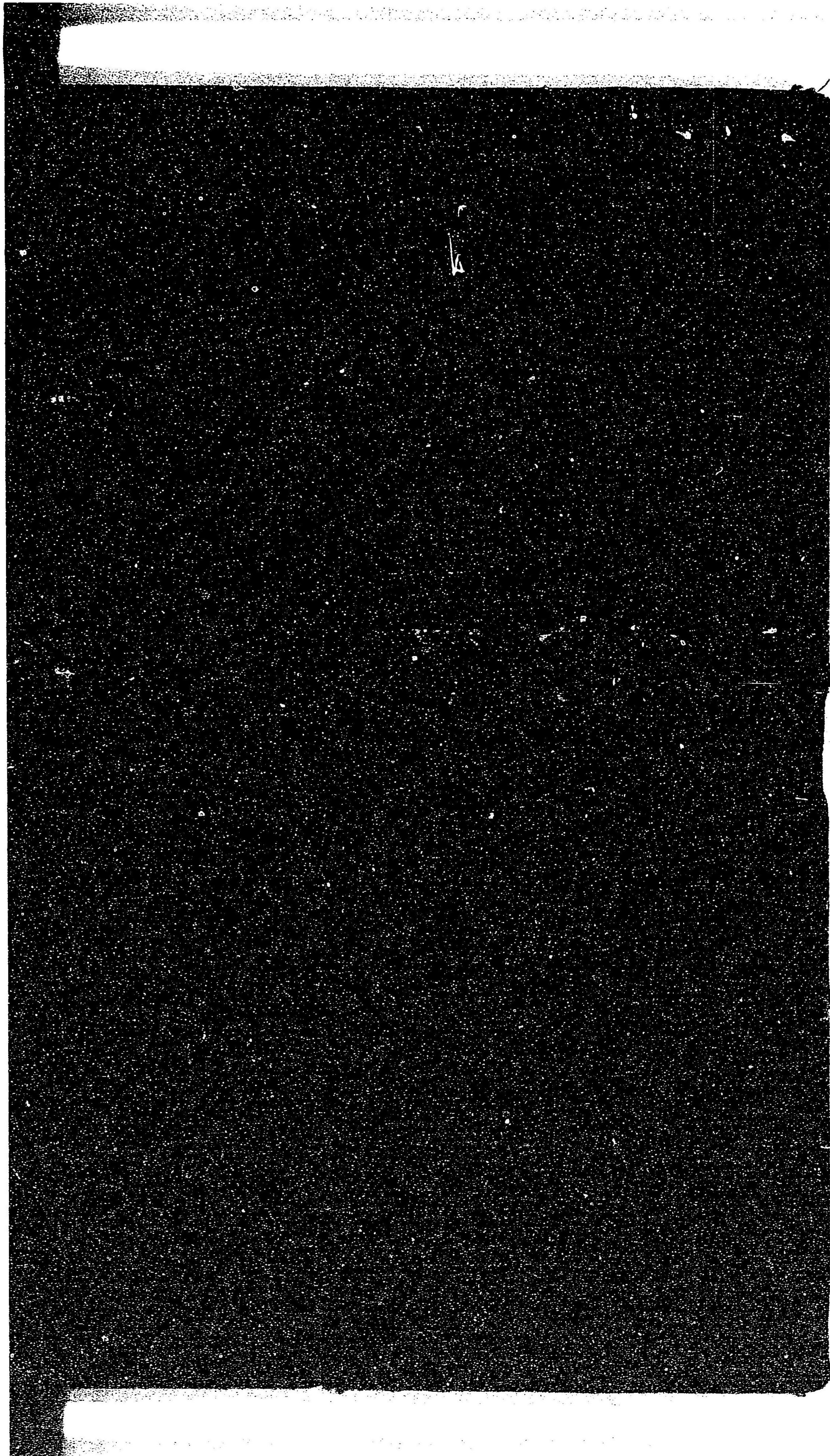
東京市神田區一ツ橋通町七番地
 有斐閣書房

13

19

25
973

1



049531-000-5

25-973

東西大学法律政治経済科試験問題

皆木 卜一郎/編

M43

BEM-0201



